

327.03-Y867



7.03
86



始





327.03
Y86

新
詠
文

志
向
三
市
印
著



945
44

私の訴訟文

はしがき

この『私の訴訟文』は、辯護士試補の参考にもと、手ぢかな訴訟記録のうちから拾ひ集めたもので、ところどころに、「」をして六號で印刷した文字だけが、編輯に際して書き加へた説明である。文の年代によつて、いくらか用字を異にするところがあるのは、筆者の代つたことを語るもので、私にとつては、さまざまな思ひ出の種となつてゐる。さうして、今更のやうに、國字問題解決の急務を痛感させる。

書式や文例に依つて書類を作ることは、私の探らないところである。書式なごにたよつて、形式的に書いた文章には、力も生命もなければ、味や趣きを望むことは尙更出来ないからである。文章は、どこまでも自己そのものでなければならぬ。もち味ゆたかな文章に接するのは、その人にまみえるの感を覚えて、ゆかしさの限りである。『文は人なり』とは高山樗牛の一家言ではない。

書式の使用を排斥する私が、敢へてこの書を作る氣になつたのはこの數年間、辯護士試補の指導に關はつて、書式、文例の影響の大きいのを嘆じなければならなかつたからである。私は辯護士試補諸君が、この書をも一つの参考として、更に研究を重ね工夫を積んで

より高い独自の境地を開拓することを切望する。

記録の全體を通讀して訴訟資料を精査し、當事者雙方の主張を検討した上でなければ、訴訟文の巧拙を論ずることは出来ない。しかし、この書に採録したやうな書類だけを讀んでも、その態度や手法を観察したり、批判したりすることが全く出来ないわけでもあるまい。茲にいさゝか、本書を作る意味があると思ふ。

昭和十七年一月十一日

大森木原山の宅で

吉田三市郎

私の訴訟文

吉田三市郎著

目次

- 一 訴状(その一) 扶養料請求事件 一一
- 二 訴訟救助の申立書 二三
- 三 訴状(その二) 賃借権及び製鐵權等請求事件 二五
- 四 假處分決定申請書(その一) 三三
- 五 假處分決定申請書(その二) 三九

六	假處分決定申請訂正書	四三
七	訴狀(その三)機械代金請求事件	四五
八	訴狀訂正書	五三
九	訴狀(その四)損害賠償請求事件	五五
一〇	反訴狀 約束手形、證書返還及損害賠償請求事件	六一
一一	證書取寄の申請書	六九
一二	異議申立書 假處分決定に對する異議申立事件	七一
一三	假處分命令の執行取消申請書	七九

一四	執行取消申請書 不動産假差押執行取消事件	八三
一五	答辯書(その一) 土地明渡等請求事件	八七
一六	答辯書(その二) 工賃設計費等請求事件	九七
一七	證據調申請書	一〇一
一八	控訴狀(その一) 債權讓渡確認請求控訴事件	一〇五
一九	控訴狀(その二) 損害賠償請求控訴事件	一〇七
二〇	控訴狀訂正書	一一五
二一	第二準備書面(その一) 立替金貸金等請求事件	一一九

一一一 第二準備書面(控訴審)(その二)
立替金貸金等請求控訴事件……………一三五

一二三 證據申出書 損害賠償請求事件……………一四七

一二四 第二準備書面(その三) 損害賠償請求控訴事件……………一五三

一二五 第三準備書面(その四) 損害賠償請求控訴事件……………一七九

一二六 準備書面(その五) 建物收去土地明渡請求事件……………一八三

一二七 事實審理準備書面(その六) 商法違反その他被告事件……………一八七

一二八 上告狀 損害賠償請求事件……………二四五

一二九 上告理由書 損害賠償請求事件……………二四九

三〇 上告答辯書 損害賠償請求事件……………二六九

三一 受繼の申立書……………二九五

三二 破産申立書……………二九七

訴狀(その一)

訴 狀

埼玉縣大里郡男衾村大字富田三千二百八十三番地
青年團事務所内望月ゆり子方

原告 望月 治 夫

原告 望月 三千子

原告 望月 澄雄

原告 望月 澄雄

右三名法定代理人

親權者 望月 ゆり子

原告 望月 ゆり子

原告 望月 二子

私の訴訟文 訴狀(その一)



東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右四名代理人

辯護士 吉田三市郎

山梨縣南巨摩郡身延町百五拾八番戸

被告 望月熊太郎

扶養料請求の事件

請求の趣旨

左の判決を求めます。

- 一 被告は原告治夫に對して昭和十年八月二十一日以降同十六年三月三十一日まで一ヶ月につき金十圓宛を毎月一日に支拂ふべし。
- 二 被告は原告三千子に對して昭和十年八月二十一日以降同十八年三月三十一日まで一ヶ月につき金十圓宛を毎月一日に支拂ふべし。

- 三 被告は原告澄夫に對して昭和十年八月二十一日以降同二十一年三月三十一日まで一ヶ月につき金十圓宛を毎月一日に支拂ふべし。
 - 四 被告は原告ゆり子に對して昭和十年八月二十一日以降同十八年三月三十一日まで一ヶ月につき金五圓宛を毎月一日に支拂ふべし。
- 訴訟物價額合計金二千八百五十五圓六十三錢也

請求の原因

- 一 被告は望月家の戸主で原告は皆其の家族であります。
- 原告ゆり子は被告の長男亡朝治郎の妻、其他の原告三人は朝治郎とゆり子の子で、被告の孫であります。
- 二 被告は肩書の所で農業を營み、大體自作農で中流の農家であります。
- 三 原告ゆり子は昭和二年一月、當時北海道勇拂郡苦小牧町王子町に居住し、同所の王子製紙株式會社に勤務してゐた被告の長男朝治郎と結婚し、翌昭和三年五月二十五日長男

治夫(原告)を挙げ、同年七月二十一日朝治郎と婚姻届出を致しました。その後昭和六年一月三日長女三千子(原告)昭和八年六月二十五日次男澄夫(原告)が生まれました。四 不幸にも昭和八年八月四日原告等の唯一の頼みである朝治郎は北海道勇拂郡苫小牧町で病死致しました。

五 朝治郎死亡の時は財産は何にも有りませんでした。

六 朝治郎が死亡しましたので、昭和八年八月十三日、其時朝治郎危篤の爲めに苫小牧町に来てゐた朝治郎の弟京太郎(被告の次男)に伴はれ遺骨を携へ北海道を出發して、原告等四人は一先づ被告方に行きました。

七 被告方では原告等が到着すると、再び朝治郎の葬式を致しました。(北海道でも葬式を致しました)。さうして其後直ちに親類の者が集つて、原告等の身の振り方についていろいろ相談した結果、朝治郎が死の直前に希望し、被告及び京太郎が承諾した、中學の横の田(一反歩位のもの)は原告治夫に與へるけれどもそれ以上の世話は出來兼ねる

から原告ゆり子の兄弟の世話になる様にとの事でした。十日ばかり被告方に居りましたが、けれども、かういふ譯で仕方がありませんから、原告ゆり子は原告等三人を連れて、當時東京に居ました兄小林三一(三井物産勤務)に身の振り方を相談する爲め上京しました。上京したのは八月二十二日でした。

八 兄小林三一に相談しましたところ、中學の横の田の小作料も幾らか取れるなら自分も出來るだけの面倒は見るから東京で暮したがよからうと云ふことになり、兄の近所(瀧野川)で家を探してゐるうちに兄が名古屋に轉勤を命ぜられたので、獨りで東京に居ても仕方がないから、姉の居る所へ行つた方がよからうといふことになり、昭和八年十月一日東京を立つて北海道空知郡瀧川町本町二丁目加茂徳太郎(ゆり子の姉清美の夫)方に子供等三人(原告)を連れて行きました。

九 加茂徳太郎方に半月程厄介になつて、いろいろ相談して貰ひました結果、女學校の生徒で下宿したいと言ふ者があるから、素人下宿をした方がよからうといふので近所で家

を借り、女學生五人を置いて、素人下宿を始めました。この素人下宿は結局翌々昭和十年五月まで続けました。けれども冬になると寒いので子供等が代る代る病氣をしたりしまして費用が掛り加茂徳太郎の世話にもなりましたけれども到底暮して行けません。被告方へは幾分かでも補助して呉れる様に原告ゆり子からも、加茂徳太郎からも度々手紙で頼みましたけれども、更に取合つてくれませんので、加茂徳太郎の意見もありましたので、昭和九年十一月十六日には近所の老婆に留守を頼んで置いて、原告ゆり子自身被告方に行き、事情を懇へ幾分か補助を頼みましたところ、何んとはなしに金五十圓を出し「遠い所に居て、そんなに苦勞をせずとも當方に来れば何んとかなるから來たらよからう」と親切に言つて呉れましたから、被告方に来て百姓でも何んでも手傳つて世話になるつもりで北海道の宅へ歸りました。さうして、この事を加茂徳太郎に話すと被告方で永く暮せれば結構だがなかなか六ヶ敷いことであると言つてゐました。そこで被告方は農家のことで米は澤山積んで居ることですから當分の間、米だけでも送つて貰へば

大變助かると言つて、このことを原告ゆり子の姉加茂清美から、手紙で頼んでやりましたら、「米を送るのは大變だからそのうち何んとかする」といふ返事でしたけれども其後何んともして呉れませんでした。こんな風で、段々生計困難に陥りますので昭和十年二月やはり被告方に行くことに決心をし、行つてお世話になりたいから、よろしくお頼みすると被告方に手紙を出しましたら、四月中頃になつて、來いと言つて旅費を二十圓送つて呉れましたから、家をたゝんで同年五月十六日に子供二人(原告)を連れて被告方に行きました。長男治夫(原告)は學校を途中で替はらせるのは、よろしくないと考え、暑中休暇に引取ることにして加茂徳太郎方に預けて來ました。

十 處が、被告方には被告の妻及び四女つるじ(當時十九歳)の外京太郎夫婦とその子長女志ずか(十一歳)を頭に四人の子女があつて、子澤山の九人暮しでありました處へ、原告ゆり子が二人の子供を連れて引取られたので十二人暮しとなつた譯であります。

十一 原告等か被告方へ來てから、一月位は格別の事も無く暮しましたが、日の経つにつれ

て面倒になり遂に居るに居られなくなつて了ひました。原告ゆり子は家内に風波の起らぬ様にと自分を殺して必死の辛棒をしてゐましたけれどもやはり無駄でした。子供同志の事などから舅姑が仲に立つて、氣を揉んでかれこれすればする程京太郎の妻せいぶが氣を廻して、神經をいら立たせるといふやうなことが度重なり家内中が泣いたり怒つたりする様なことが頻繁に起る様になり、せいぶはゆり子に向つて北海道へでも何處へでも子供を連れて行つて呉れ、若し行つて呉れなければ自分が身を引くなどといふやうな有様で三日に上げず出るの引くのと言つて家内中が泣き騒ぐといふ状態で原告等はゐたにまらなくなつて來ました。かういふ折から昭和十年八月二十日北海道に残して來た長男治夫(原告)が秋田迄歸る知人に伴はれて來るから同所まで迎へに來る様にとの手紙が加茂徳太郎から來ました。そこで被告から三十圓旅費を貰つて原告ゆり子が治夫を迎へに出掛ける時「此の頃のやうでは居るに居られませんかもう歸つて來ないかも知れません」と被告の妻きよに言ひ置いて二人の子供(原告)を連れて被告方を立ち出でました。

- 十二 原告ゆり子は秋田で長男治夫を受取りましたけれども被告方へは歸れず、再び加茂徳太郎方へも行く譯に行かず已むを得ず北海道勇拂郡苫小牧町二丁目勝田秀作(姉登代美の夫)方に行き一週間ばかり厄介になりいろいろ相談をいたしましたけれども何とも方法がつかまませんので、九月初旬又三人の子供を連れて埼玉縣大里郡男衾村の鈴木多知雄(姉喜美恵の夫)方に行き世話になつてゐましたけれども鈴木方も子供が多く東上線電車男衾驛長で薄給でありますから永く世話にもなつても居られず、昭和十一年三月村人の同情で男衾村富田區青年團の事務所(訴状肩書の所)に名義だけの家賃一ヶ月二十錢で置いて貰ふことになり、僅かの賃仕事等をして居ますけれども到底この儘では暮して行けません。村の人達が氣の毒がついていろいろ面倒を見てくれますけれども之とてさう長く續くわけには行きません。又續いた所では暮して行けると云ふ譯にはゆきません。
- 十三 昭和十年九月鈴木多知雄方に到りいろいろ相談しましたけれども適當の方法もなく困りました。兄小林三一も豫て身延の方(被告方)でいくらかでも心配して呉れるなら

自分も應分の心配をして何か商賣でもさせてもいゝと言つてゐましたから、治夫に呉れるといふことになつてゐる中學の横の田の名義を書換へて呉れ、ばこれを賣り小林三二にもいくらか出して貰つて方法を立てるか、被告方から月々幾らかの補助をして貰ふやうにしたいと思つて姉喜美恵からも原告ゆり子からも屢々頼みました、けれども更に取合つて呉れません。

十四　そこで誰かに頼んで話をして貰ひたいと原告ゆり子が思つて、考へ出したのが當代理人でありました。原告ゆり子は大正八、九年頃當代理人方に女中を勤めて居た關係で知つてゐたのでした。當代理人は昭和十年九月原告ゆり子の依頼を受けてから被告又は京太郎に會つて相談するのがよからうと思ひ上京を促したけれどもこれに應じませんので仕方がないから數回に亘つて手紙で交渉しましたけれどもまるで話になりません。さればと言つて骨肉の間で訴訟を起すにも忍びず原告ゆり子も兄弟達も種々考へたのですけれども母子四人を餓死から救ふ道が外にありませんので意を決して本訴を提起すること

に致しました。當代理人も事情已むを得ずとして敢て本訴の代理人たるものであります。

十五　前述の如き事情で被告に引取られて扶養を受くることは全く不可能でありますから扶養料を請求する次第であります。扶養料の額は被告の資産及び生活状態其他一切の事情を參酌して治夫、三千子、澄雄に對しては各一ヶ月金十圓、原告ゆり子は子供の世話をしながらも多少働けますから一ヶ月金五圓を相當とします。

十六　扶養料を請求する始期は各原告共昭和十年八月二十日被告方を立出でた翌日即ち同月二十一日とするのが正當と信じます。その終期はゆり子以外の原告三人に付ては各尋常小學校を卒業する時即ち治夫に付ては昭和十六年、三千子に付ては昭和十八年、澄雄に付ては昭和二十一年各三月三十一日までとするのが妥當であります。昭和十八年三月三十一日には原告三千子が尋常小學校を卒業しますし、原告澄雄も十歳になりますから、同日以後は原告ゆり子は自活するだけの働きは出來ると考へます。依つて同人に付ての終期は昭和十八年三月三十一日までと主張します。

十七 各原告の請求する扶養料中將來履行せらるべきもの即ち昭和十一年十一月以降の分に付てはホフマン式に依り控除計算を爲し訴訟物價額合計金二千八百五十五圓六十三錢を算出しました。

立 證 方 法

- 一、甲第一號證(戶籍謄本)で當事者の身分關係を證明します。
- 二、その他の立證方法は追て提出します。

添 附 書 類

- 一、甲第一號證謄本 一 通
- 二、委任 狀 一 通

昭和十一年十月十九日

右

吉 田 三 市 郎

浦和地方裁判所熊谷支部 御中

訴訟救助の
申立書

訴訟救助の申立

埼玉縣大里郡男衾村大字富田三千二百八十三番地
青年團事務所内望月ゆり子方

申立人 望 月 治 夫

右 同 所

申立人 望 月 三 千 子

右 同 所

申立人 望 月 澄 雄

右三名法定代理人

親權者 望 月 ゆ り 子

右 同 所

申立人 望 月 ゆ り 子

私の訴訟文 訴訟救助の申立書

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右四名代理人

辯護士 吉田三市郎

右申立人等は添附訴狀の通りの訴を御應に提起したるも無資力にして訴訟費用の支拂を爲し能はざる者なるにより訴訟上の救助を與へられ度く別紙男衾村長の無資力證明書を添附して申立を致します。

昭和十一年十月十九日

右

辯護士 吉田三市郎

浦和地方裁判所熊谷支部 御中

〔此の中立書に添附した訴狀は前掲のものである〕
〔村長の無資力證明書は略す〕

訴狀(その二)

訴 狀

東京市城東區龜戸町二丁目六番地

東京伸鐵所

原告 吉野周三

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田三市郎

同 同 川口庄藏

東京市小石川區武島町十四番地

被告 田村藤四郎

東京市赤坂區青山北町一丁目八番地

服部雅好事

被告 服部泰吾

私の訴訟文 訴狀(その二)

貸借権及び製鐵權等請求事件

請求の趣旨

- 一 被告等は第一目録記載の貸借権を原告に譲渡したことに付、貸貸人に對して、その承諾を求むる意思を表示し、その目的を達するに必要な一切の行爲を爲すべし。
 - 二 被告等は商工大臣に對して第二目録記載の製鐵事業を原告に譲渡したことの許可申請の手續を爲すべし。
 - 三 被告等は日本電力株式會社東京出張所に對して第三目録記載の電力供給契約名義を原告に書換へる手續を爲すべし。
- 右三項の判決を求めます。
假執行の宣言を求めます。
訴訟物價格金壹萬圓也

請求の原因

- 一 昭和十一年六月三十日、被告等は訴外越田岩吉から東京市城東區龜戸町二丁目六番地所在の伸鐵工場(當時日本製鋼所と稱し、後に共同伸鐵所と改め其の後又、東京伸鐵所と改稱す)の營業をこれに屬する一切の權利と共に譲受け、被告服部を營業主としてこれを經營してゐました。
- 二 昭和十三年四月二十五日原告は前記東京伸鐵所の營業の全部をこれに屬する一切の權利即ち第一乃至第三目録記載の權利及び警視廳の工場使用認可權と共に被告等から譲受けました。
- 三 昭和十三年四月二十六日前記の工場使用認可の名義書換の手續を了しました。尤もこの營業は服部泰吾が徳永百治に賣渡擔保として名義を書換へてゐましたので、警視廳の工場主名には徳永百治から承繼したことになりました。
- 四 昭和十三年四月二十七日原告は右營業の工場及び事務所を職工その他の使用人と共に引渡を受け、同日以後之を占有し營業を繼續してゐます。

五 然るに被告田村の友人と稱する島内初太郎といふ者が被告服部に對して壹萬數千圓の貸金があるからこれを支拂つて呉れと被告田村と兩人で強要しなどして第一乃至第三目録記載の權利讓渡に必要な手續を致しませんから本訴に及ぶ次第であります。

添 附 書 類

一、委 任 狀

一 通

昭和十三年七月八日

右

吉 田 三 市 郎
川 口 庄 藏

東京民事地方裁判所 御中

第 一 目 録

東京民事地方裁判所所屬公證人吉原謙亮作成第貳萬百六拾八號貸借契約公正證書による左の工場賃借權。

- 一 目的工場 東京市城東區龜戶町二丁目六番地所在鐵骨造木造トタン葺二階建四棟建坪壹百貳拾四坪貳合五勺七才(内鐵骨五拾參坪九合)二階貳拾五坪六合參勺六才伸鐵用機械設備附屬。
- 二 賃 料 一ヶ月金三百五十圓也
- 三 賃貸人 大正鐵板鍍金合資會社。賃借名義人 田村藤四郎。

以 上

第二 目 録

製鐵事業法第三十八條の規定により昭和十二年九月二十二日許可在りたるものと看做されたる左の製鐵事業

- 一 工場 の 名稱 東京伸鐵所
- 二 工場 の 位置 東京市城東區龜戸町二丁目六番地
- 三 製品 の 種類 鋼材(ホットロールによる伸鐵)
- 四 經營 名義 人 田村藤四郎

以上

第三 目 録

第三債務者日本電力株式會社に對する左の電力供給契約

- 一 供給 の 場所 東京市城東區龜戸町二丁目六番地
- 二 供給 の 目的 東京伸鐵所工場伸鐵作業用電力、最低一ヶ月壹萬五千キロワット時
- 三 單 價 金貳錢八厘

以上

假處分決定申請書

東京市城東區龜戸町二丁目六番地

東京伸鐵所

債權者

吉野周三

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田三市郎

東京市小石川區武島町十四番地

債務者 田村藤四郎

東京市城東區龜戸町三丁目七番地

第三債務者 大正鐵板鍍金合資會社

右代表社員 東濱一行

東京市京橋區木挽町

第三債務者 商工大臣 池 田 成 彬

東京市麴町區内幸町一丁目三番地 大阪ビル内

第三債務者 日本電力株式會社東京出張所

右代表者 取締役社長 池 尾 芳 藏

申請の趣旨

- 一 債務者は第一目録記載の賃借權に付き讓渡、轉貸、解除及び解約その他の處分又はこれらに付き第三債務者大正鐵板鍍金合資會社に對して承諾又は同意等を求むる行爲を爲すべからず。
- 二 債務者は第二目録記載の事業に付き讓渡、廢止及び休止その他の處分に付き第三債務者商工大臣に對して許可の申請を爲すべからず。
- 三 債務者は第三目録記載の電力の供給を受くる權利に付き讓渡、解除及び解約その他の處分又はこれらに付き第三債務者日本電力株式會社に對して承諾、同意等を求める行爲

を爲し若くは送電中止等の申出を爲すべからず。

四 第三債務者大正鐵板鍍金合資會社は第一目録記載の賃借權に付き債務者の一切の處分行爲に付き同意を爲すべからず。

五 第三債務者商工大臣は第二目録記載の事業に付き債務者の一切の申請を許可すべからず。

六 第三債務者日本電力株式會社は第三目録記載の電力供給契約に付き債務者の一切の處分及び送電中止の申出等に同意を爲すべからず。
右六項の假處分決定を求めます。

訴訟物價格金壹萬圓也

申請の理由

一 債權者と債務者とは添附訴狀請求原因記載の通りの事實關係にありますから同訴狀の訴を本日御廳に提起致しました。

二 けれども債務者は右訴訟の判決の確定前に各権利の處分を爲し判決の執行を不能又は困難ならしめ、或は送電契約の名義人たる地位を濫用して第三債務者日本電力株式會社をして送電中止を爲さしめ、原告の業務を脅威し以て権利の實行を阻む虞れが充分でありますから本申請を爲すものであります。

疏 明 方 法

疏第一號證 越田、田村、服部間の營業讓渡契約書

疏第二號證 債務者、第三債務者大正鐵板鍍金合資會社間の賃貸借契約公正證書

疏第三號證 服部、債權者間の營業讓渡契約書

疏第四號證ノ一 服部、徳永間の和解覺書

疏第四號證ノ二 徳永の債權者宛領收證

疏第五號證 山本欽一の證明書

疏第六號證 五十嵐益三郎の證明書

疏第七號證 服部、債權者間の追加契約書

疏第八號證 服部の債權者宛念書

疏第九號證ノ一 工場使用認可證

疏第九號證ノ二 工場承繼並工場名變更届

疏第十號證 東京伸鐵工業組合出資證券

疏第十一號證ノ一 電力料金請求書

疏第十一號證ノ二 電力料金領收證

右各證を以て申請の理由を疏明します。

添 附 書 類

- 一 疏第一乃至三號證、疏第四號證ノ一、二、疏第五乃至八號證、疏第九號證ノ一、二、疏第十號證及疏第十一號證ノ一、二謄本各一通

二 委任状 一通

三 第三債務者日本電力株式會社の代表者の資格證明に關する書證(會社要録)抄本一通

四 第三債務者大正鐵板鍍金合資會社代表社員東濱一行の資格は疏第二號證で證明します

昭和十三年七月八日

右

吉田三市郎

東京民事地方裁判所 御中

〔添附した第一、第二、第三目録は前掲の訴狀(その二)のものと同一であるから略す〕

〔此の申請書に添附した訴狀は前掲(その二)のものである〕

〔疏第一號證乃至疏第十一號證の各謄本は略す〕

假處分決定申請書

東京市城東區龜戸町二丁目六番地

東京伸鐵所

債權者

吉野周三

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人

辯護士 吉田三市郎

東京市小石川區武島町十四番地

債務者

田村藤四郎

東京市赤坂區葵町

東京地方遞信局長

第三債務者

森島美之助

申請の趣旨

一 第三債務者は別紙目録記載の電力供給契約の譲渡、承継、名義書換その他の處分を許すべからず。
右の決定を求めます。

申請の理由

- 一 債権者と債務者とは別紙訴狀請求原因に記載した通りの事實關係にありますので、昭和十三年七月八日東京民事地方裁判所に別紙訴狀の通りの訴を提起し、同應昭和十三年(ワ)第一、八九七號として緊屬してゐます。
- 二 前記訴訟の判決執行保全のため別紙添附申請書の通り昭和十三年七月八日東京民事地方裁判所に假處分決定の申請をいたしまして同七月十一日同應昭和十三年(ヨ)第九五八號として申請の趣旨通りの假處分決定を得ました。
- 三 然るに債務者は電力供給契約の名義の變更許可が日本電力株式會社の調印を要せずして第三債務者東京地方遞信局に提出し得るのを奇貨とし、その名義を島内初太郎又はそ

の他の者に書換へ、送電中止等をなし、債権者の伸鐵事業を妨害せんとする虞れがありますから本假處分を申請する次第であります。

疏明方法

- 一 疏第一乃至三號證、疏第四號證ノ一、二、疏第五乃至第八號證、疏第九號證ノ一、二、疏第十號證及疏第十一號ノ一、二を以て假處分の理由を疏明します。

添附書類

- 一 右疏明書類の謄本 各一通
- 二 委任状 一通

昭和十三年七月二十一日

右

吉田三市郎

東京民事地方裁判所 御中

〔添附した目録は前掲訴状、(その二)の第三目録と同一であるから略す〕

〔疏第一號證乃至第十一號證の謄本は略す〕

〔添附した訴状は前掲(その二)、假處分決定申請書は前掲(その一)のものである〕

假處分決定申請
訂正書

假處分決定申請訂正書

昭和十三年(ヨ)第一、〇二一號

債権者

吉野周三

債務者

田村藤四郎

東京地方遞信局長

第三債務者

森島美之助

右假處分決定申請事件に付申請の趣旨を左の通り訂正します。

申請の趣旨

一 債務者は別紙目録記載の電力使用のため設けたる自家用電氣施設につき、その讓渡承繼休止及び廢止の届出をなすべからず。

二 第三債務者は別紙目録記載の電力使用のため設けたる自家用電氣施設につき、その讓渡、承繼、休止及び廢止の届出を受理すべからず。

私の訴訟文 假處分決定申請訂正書

昭和十三年七月二十二日

右債権者代理人

辯護士 吉田三市郎

東京民事地方裁判所第九部 御中

自家用電気工作物施設規則第四十條參照

〔この訂正書は假處分決定申請書(その二)に對するものである〕

訴狀(その三)

訴 狀

東京市芝區芝浦二丁目一番地六

原 告 株式會社三正製作所

右代表取締役 垣 内 良 之 助

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉 田 三 市 郎

同 同 川 口 庄 藏

東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地

被 告 株式會社服部製作所

右代表取締役 岩 崎 大 次 郎

東京市麴町區内幸町二丁目八番地

被 告 横山工業株式會社

私の訴訟文 訴狀(その三)

右代表取締役

横山公雄

機械代金請求事件

請求の趣旨

- 一 被告等は原告に對して各金一萬〇四百七十四圓及び之に對する昭和十二年十一月二十二日から完済に至るまで年六分の割合の損害金を支拂ふべしとの判決を求めます。
- 二 右の判決に假執行の宣言を求めます。

請求の原因

一 今原告の代表取締役である垣内良之助が代表社員として經營してゐた工作機械製造を目的とする合資會社三正製作所は、昭和十二年四月二十二日被告株式會社服部製作所(以下『服部』と略稱する)から、高さ一、六八〇米、幅一、八五〇米、長さ七、四〇〇米のオープンサイドブレーナー一基の註文を受けました。この代金は金四萬四千二百圓で、註文の際三分の一、製作完了、試運轉済の上三分の一、納入の上殘額支拂ひのこと。

納期は昭和十二年十一月十五日以内、納入場所は被告服部の川崎工場構内で、運賃及び荷造費は合資會社三正製作所負擔の約でありました。さうして同會社は昭和十二年四月二十三日に右代金の内金一萬四千七百圓を服部から受取りました。

二 原告會社は合資會社三正製作所その他の發起によつて昭和十二年六月二十四日に創立總會を終結し、同月三十日に設立登記を経て成立した會社で、同年七月一日合資會社三正製作所の業務を承繼して開業したものであります。

三 本件の被告服部との註文關係も昭和十二年七月一日合資會社三正製作所から原告が承繼し、被告服部はこれを承諾しました。

四 専ら原告の社務を執つてゐた専務取締役垣内肅が陸軍主計中尉として召集を受けたので、昭和十二年八月二十七日中島安を原告の支配人に選任して社務を託し、垣内肅は翌二十八日應召しました。

五 昭和十二年九月中服部の工場長で本件の註文を擔當してゐた渡邊平起は原告方に來て

早く註文品を製作するやうにと中島支配人に請求しました。ところが、原告方では本件註文品の製作に着手してはゐたけれども、當時註文が山積してゐて製作困難な事情にあつたから中島支配人はこの事情を渡邊平起に告げて註文の解約方を交渉したが渡邊は、之に應せず『納期が遅れるのは已むを得ないがなるべく早く製作してくれ』と言ふことであつたから中島は、出来るだけ早く作るけれども今のところ一寸見込が立たないと言つたところ渡邊はなるべく早くと言つて歸りました。

六 その後も時々渡邊から中島へ恫願的な請求はあつたが製作方進捗を見ず昭和十二年十二月になりました。すると渡邊平起は『大物(部分品中の大きい物)だけは自分の方で作るからその他の部分を作つてなるべく早く間に合せてくれ』と製作の分擔方を申出で之等の鑄物を作る爲に必要な木型を貸してくれと依頼しましたから、中島は之を諾し服部の方で製作する部分品の實費は之を註文代金中から控除することを約し木型を貸與しました。

七 その後渡邊平起が大いに努力して、埼玉縣川口市の永瀬鑄物工場に註文して鑄物を作り、之を川崎市の日本鑄造株式會社の工場で平挽きして、服部の川崎工場に持ち込んだのは昭和十三年八月でありました。

八 この間に原告方では製作行程を進め、被告服部の希望に従ひ部分品を服部の川崎工場に搬入し職工を出張させて仕上、組立の工事を急ぎ昭和十三年十一月二十一日に完成、試運轉を終つたのでありました。

九 かういふ事情で納入場所である被告服部の工場で試運轉を終わりましたので、試運轉と納入とが同時に完了した譯であります。

一〇 昭和十三年十二月二十四日原告の支配人中島安と會計課長三好淳一とは、本件の註文代金受領の爲め被告服部の川崎工場を訪問したところが、工場の名前が『株式會社横山工業所』となつてゐたのでその技師本田某に會つて代金のことを話したところ、この機械は完成した据付機械として十二月十五日この工場と共に横山が服部から買ったもの

であるから代金は服部から取つてくれといふ挨拶でありました。その後服部の方へ代金の請求をいたしましたけれども横山の方で引受て拂ふことになつてゐるといふことでしたから翌十四年二月二日に再び被告株式会社横山工業所(以下『横山』と略稱する)の川崎工場に行き本田の紹介で工場長の近藤可哉に面會しましたが代金は服部から取つてくれといふことでした。この時横山へ引繼いてある服部の帳簿に依つて本件の註文品に付て服部が支出した費用を調べて貰つたら次の通りでありました。

金一萬三千八百十圓	永瀬工場拂鑄物代
金二千二百三十二圓	同
金一千圓	日本鑄造拂ベッド平挽き加工賃
金七百圓	同
金九百六十圓	同
金三百二十四圓	同
	運賃

合計金一萬九千二十六圓

一 その後昭和十四年五月十九日書面で被告服部へ請求したところ、同月二十三日附書面で代金は横山工業所から支拂ふことになつてゐるから當方からも横山へ書面を出すといふ意味のことを申越しましたけれども、その後孰れからも支拂を受けることが出来ません。被告服部は註文者として支拂の義務を負ひ、被告横山は工場の承繼と同時に本件代金債務について重疊的引受を爲したものでありますけれどもお互にその履行を回避してゐるものであります。

横山は昭和十四年五月三十一日商號を、横山工業株式会社と變更して翌六月八日その登記を經ました。

二 註文代金四萬四千二百圓から最初に受取つた一萬四千七百圓と第一〇項の末尾に書いた合計金一萬九千二十六圓とを控除すれば殘金一萬四百七十四圓で、之が本件の請求元本額であります。

添 附 書 類

- 一 株式會社登記簿抄本 三 通
- 二 委任 狀 一 通

昭和十五年十一月十五日

右

辯護士 吉 田 三 市 郎
 辯護士 川 口 庄 藏

東京民事地方裁判所 御中

訴 状 訂 正 書

昭和十五年(ワ)第二、八九七號機械代金請求事件

原 告
 被 告

株式會社三正製作所
 株式會社服部製作所

外 一 人

請求の趣旨第一項を次の通り訂正します。

- 一 被告等は原告に對して各金一萬五千四百七十四圓及び之に對する昭和十二年十一月二十二日から完済に至るまで年六分の割合の損害金を支拂ふべしとの判決を求めます。
- 請求の原因を次の通り補充します。

一 本件の機械代金は、最初から低廉過ぎてゐましたし、その後異常な價格の騰貴を見、昭和十二年十二月末から翌十三年春にかけて服部の工場長渡邊平起が、永瀬鑄物工場に鑄物を注文した値段も、機械全體の注文價格に照して非常に高價であつたやうな事情で

したから、渡邊平起と分擔製作を約した（請求原因第六項）際即ち昭和十二年十二月から翌十三年一月中原告の支配人中島安から註文代金値増しの申込を爲し、渡邊平起は取締役にも相談の上『完成の上は五千圓くらゐ値増しします』と之を承諾しました。

二 請求原因第十二項に書いた計算に、前項に書いた値増し金五千圓を加へたものが、本書によつて訂正した請求金額であります。

昭和十五年十二月十七日

右原告代理人

辯護士 吉田三市郎
辯護士 川口庄藏

東京民事地方裁判所第九部 御中

訴 状

東京市板橋區練馬南町二丁目三千七百六十四番地

原告 松谷翠

右 同 所

原告 松谷春男

右 同 所

原告 松谷民生

右 同 所

原告 松谷美代子

右民生、美代子親權者

松谷翠

仙臺市空堀丁二十五番地宗武爲康方

原告 宗武朝子

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田三市郎

東京市神田區元岩井町十五番地

同 杉本 桑太郎

東京市本郷區西片町十番地及二十號

同 瀨尾 藏治

東京市芝區新櫻田町十九番地

同 山崎 今朝彌

東京市芝區三田豊岡町一番地

被告 橋本 忠次

損害賠償請求事件

請求の趣旨

被告は原告五人に對して各金二千圓及び之れに對する昭和十二年三月十八日から元本完済に至るまで年五分の割合に依る遅延利息を支拂ふべしとの判決を求めます。
假執行の宣言を求めます。

訴訟物價格金一萬圓也

請求の原因

一 故松谷與二郎は昭和十二年三月十六日午後三時頃東京民事地方裁判所廳舎前の道路で被告が芝方面から神田方面に向つて操縦し、疾走して來たオートバイ(單車)に轢き倒されて頭部に重傷を負ひ、東京市芝區虎ノ門外科病院に入院加療中翌十七日午前七時十分、此の負傷に因つて死亡したものであります。さうして、この事故が被告の過失に出でたものであることは、本件の當事者間に於て東京控訴院昭和十五年(ネ)第三、三〇五號の判決で確定されたところであります。

二 故松谷與二郎は辯護士であつて東京市神田區元岩井町十五番地に法律事務所を有ち、東京市板橋區練馬南町二丁目三千七百六十四番地に家族と共に居住し、辯護士の業務に依る収入の中毎月二百五十圓を家庭の生活費に充て、以て原告等五人に對して扶養の義務を全ふして居たものであります。

三 原告翠は故松谷與二郎の妻、朝子は長女、春男は長男、民生は二男、美代子は二女、孰れも同人の家族で、前項に書いた通り故松谷與二郎に對して扶養の權利を有し且その履行を受けて居たものであります。さうして、故松谷與二郎はその死亡當時即ち昭和十二年三月十七日には五十六歳九ヶ月餘で健康體でありましたが、帝國統計年鑑の生命表に依れば五十六歳九ヶ月の男の平均餘命は滿七十歳で、故松谷與二郎が滿七十歳に達するのは昭和二十五年六月三日でありますから、この扶養を受ける權利は昭和二十五年六月三日まで存續すべきものであります。

四 故松谷與二郎と原告等五人との六人分の一月の生活費が二百五十圓でありましたから

原告等は各一人一月四十一圓六十六錢六分ノ四に相當する扶養を受けて居たわけでありませす。さうして、昭和二十五年六月三日まで毎月四十一圓六十六錢六分ノ四の扶養を受ける權利を昭和十二年三月十七日松谷與二郎の死亡即ち被告の不法行爲に因つて失つたのであります。

五 昭和十二年三月十七日現在に於て同二十五年六月三日まで毎月四十一圓六十六錢六分ノ四即ち毎年五百圓を得ることが出来る元本を年五分の利率に依るホフマン式計算によつて求めれば四千九百九十二圓六十五錢六厘四毛四糸であります。故に原告等は被告に對して各金四千九百九十二圓六十五錢六厘四毛四糸の損害賠償請求の債權を有するものであります。さうして、原告等はこの債權の中各金二千圓宛を本訴に於て請求致します。若し原告等の債權額が前記の金額まで認容されない場合には、その認められる債權額中の各金二千圓を請求します。

六 原告等は昭和十六年七月二十四日東京控訴院昭和十五年ネ第三、三〇五號損害賠償請

求事件の判決正本の送達を受け之れを読んで初めて本訴の損害を知つたのであります。
七 原告朝子は昭和十五年十二月二十八日婚姻に依つて宗武家に入籍しました。

添 附 書 類

戸籍謄本 二通、同意書 一通、委任状 一通。

昭和十六年十一月十五日

右

吉 田 三 市 郎
杉 本 糸 太 郎
瀬 尾 藏 治
山 崎 今 朝 彌

東京民事地方裁判所 御中

〔戸籍謄本二通と夫の同意書は略す。この事件は控訴状(その二)の事件の確定後に起つたものである〕

反 訴 状

反 訴 状

昭和十六年(ワ)第五九號債權譲渡の通知請求事件

市川市市川四百九番地

被 告 (反訴原告)

佐 子 朝 次 郎

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士

吉 田 三 市 郎

同 同

川 口 庄 藏

埼玉縣秩父郡横瀬村

原 告 (反訴被告)

若 林 宗 介

約束手形、證書返還及損害賠償請求の反訴

請 求 の 趣 旨

左の判決を求めます

私の訴訟文 反訴状

- 一 原告（反訴被告）は被告（反訴原告）に對して別紙目録記載の約束手形及び借入金之證を返還すべし
- 二 原告（反訴被告）は被告（反訴原告）に對して昭和十六年九月四日より、御廳昭和十六年ヨ第二三號假處分事件の假處分決定の執行を止めるに至るまで一年金一千三百九十一圓五十二錢の割合に依る金額を支拂ふべし

請求の原因

- 一 被告（反訴原告、以下同じ）の先代佐子惣次郎は、昭和五年三月當時原告（反訴被告以下同じ）から反物代金支拂の債務を負担してゐたので、その辨濟を確保する爲めに同月二十三日に、別紙目録記載の約束手形二通を吉川信之亟に宛て、振出し同人の裏書を得て之を原告に交付しました。
- 二 右佐子惣次郎は前記の反物代金債務の擔保として昭和五年八月十八日に別紙目録記載の借入金之證を原告に交付しました。

三 前項に書いた證書交付の關係は、反物代金の擔保として貸金債權を讓渡したもので債權讓渡の通知は之を爲さない趣旨のものであるといふことに、東京民事地方裁判所昭和十一年ワ第三八一〇號債權讓渡確認請求事件（當事者參加人本件原告、被參加人佐子惣次郎）及び東京控訴院昭和十三年ネ第三八七號、同年ネ第三九五號（當事者同前）債權讓渡確認請求控訴事件の判決で確定いたしました。

四 被告の代理人川口庄藏は昭和十六年八月三十一日『一』に書いた反物代金債務の元金壹千八百二十五圓及び昭和五年四月七日から同日まで年六分の割合に依る遅延利息金壹千二百四十八圓九十錢元利合計金三千七十三圓九十錢（誤算の爲め三十錢超過）を、辨濟の爲めに原告の代理人釘宮極に提供したけれども、その受領を拒まれたので、翌九月一日に金三千七十四圓八十錢（誤算の爲め一圓二十錢超過）を原告に辨濟の爲めに東京供託局に供託して其の通知を發しました。さうして同月五日に供託書を發送し翌六日に到達しました。

五 『二』に書いた金一萬二千圓の貸金債権については、東京民事地方裁判所(第一五〇二號立替金貸金請求事件(原告佐子惣次郎被告社團法人中山競馬俱樂部—現在は日本競馬會)の判決で被告に元利金の給付を命ぜられ、この判決は控訴、上告を経て、昭和十六年八月二十三日に確定し、日本競馬會では大正十二年七月二十日から金百圓について日歩二錢の割合の利息損害金の計算等を爲し辨済に必要な内部手續を終へ、同年九月四日に元利合計金二萬七千八百三十圓四十錢を被告に拂渡す筈でありました。ところが、原告は請求の趣旨の『二』に書いた假處分決定に依つてこれを差止めました。

六 被告の先代佐子惣次郎との擔保契約の趣旨に従つても、前示の東京民事地方裁判所及び東京控訴院の判決の既判力に依つても、原告は債權讓渡の通知を被告に請求する権利のないことは、まことに瞭然たるものがあります。然るに敢へて本訴を提起したり、その判決の執行保全と稱して前記の如き假處分を申請し、これを執行するが如きは、全く故意に因る不法行爲であります。若し故意でないとしても、過失に因る不法行爲たるこ

とを免れ得ないものであります。況んや前に書いた通り辨済供託の手續全く完了して反物代金債務が消滅し、貸金債権に對する擔保權も消滅した昭和十六年九月六日以後尙且假處分の執行を繼續するに至つては言語道斷であります。

七 日本競馬會が辨済の準備をしたところを、假處分で差止めたのであつて、同日以後日本競馬會に遲滞はありませんから、元本に對する遅延損害金を請求することは勿論出来ません。依つて被告は何の得るところもなく、前記の貸金元利合計金二萬七千八百三十圓四十錢の利用を妨害されてゐるわけでありませう。さうして、この金額に對する年五分は金一千三百九十一圓五十二錢であります。故に被告は原告に對して一年金一千三百九十一圓五十二錢の割合に依る損害賠償を請求するものであります。

昭和十六年九月十日

右

辯護士 吉田三市郎

辯護士 川口庄藏

千葉地方裁判所第一民事部 御中

目録

一 約束手形

- (1) 額面 金九百圓也
- (2) 振出人 佐子惣次郎
- (3) 振出地 千葉縣東葛飾郡市川町
- (4) 振出日 昭和五年三月二十三日
- (5) 仕拂期日 昭和五年四月七日
- (6) 仕拂場所 株式會社三菱銀行丸ノ内支店
- (7) 受取人 吉川信之丞
- (8) 裏書人 吉川信之丞 (白地裏書)

二 約束手形

- (1) 額面 金九百二十五圓也

〔以下は、一の約束手形と同一故略す〕

三 借 用 金 之 證

- (1) 額 面 金一萬二千圓也
- (2) 借 主 社団法人中山競馬俱樂部會長理事増田信一團
- (3) 作成日 大正十二年七月二十日
- (4) 辨濟期 内金一萬五百圓ハ大正十二年八月三十一日殘金一千五百圓ハ當俱樂部秋季競馬開催終了後十日以内
- (5) 利 率 金百圓ニ付金二錢、元本返濟ト同時ニ支拂フモノトス
- (6) 貸主(宛名) 佐子惣次郎殿

以上

〔この事件は第二準備書面(その一)、第二準備書面(その二)の事件の確定後に起つたものである〕

證書取寄の申請書

證書取寄の申請書

昭和十六年(第五九號債權讓渡の通知請求事件)

原 告 (反訴被告) 若 林 宗 介
 被 告 (反訴原告) 佐 子 朝 次 郎

被告主張の事實を立證する爲めに左記記録の取寄せを申請します。

- 一 東京民事地方裁判所昭和五年(第一、五〇二號立替金貸金請求事件(原告佐子惣次郎被告中山競馬俱樂部) (同應昭和十一年(第三、八一〇號當事者參加申立事件を含む))
- 二 東京控訴院昭和十三年(第三七六號同第三八七號同第三九五號立替金貸金請求控訴事件(前項の事件の控訴))

昭和十六年十月二日

被告 (反訴原告) 代理人

辯護士 吉 田 三 市 郎

辯護士 川口庄藏 七〇

千葉地方裁判所第一民事部 御中

異議申立書

市川市市川四百九番地

申立人 債務者 佐子朝次郎

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田三市郎

同 同 川口庄藏

埼玉縣秩父郡横瀬村六千百十番地

被申立人 債權者 若林宗介

假處分決定に對する異議申立事件

申立の趣旨

被申立人から申立人に對する御應昭和十六年(ヨ)第二三號假處分決定事件について左の判決を求めます。

- 一 本件假處分決定はこれを取り消す。
- 二 被申立人の假處分申請はこれを棄却す。
- 三 第一項の判決は假りに執行することを得。

申立の理由

一 申立人の先代佐子惣次郎は大正十二年七月二十日社団法人中山競馬倶楽部（以下「中山」と略稱す）に、利息は金百圓に付き一日金二錢の割合、元利金の辨濟期は、内金一萬五百圓に付いては同年八月三十一日、殘金一千五百圓に付いては同年秋季競馬會終了後十日間以内（秋季競馬會は同年十二月中に開催の豫定）の契約で金一萬二千圓を貸付け、昭和五年四月十四日中山に對して東京地方裁判所に立替金等と共に右貸金請求の訴（昭和五年ワ）第一五〇二號）を提起しました。

二 被申立人は昭和十一年十二月十六日前記の立替金貸金請求事件に對して當事者參加の申出を爲し、前記の金一萬二千圓の貸金債權を、被申立人が佐子惣次郎に對して有する

金一千八百二十五圓の反物代金の擔保として佐子惣次郎から讓受け、接いでこれを代物辨濟として取得したと主張し、右事件の原告たる佐子惣次郎に對しては債權讓渡の確證を求め、被告たる中山に對してはその元利金の支拂を請求しました。

三 これに對して佐子惣次郎は右貸金事件の訴訟が終結して貸金の辨濟を得た上反物代金を支拂ふことを確保する意味で貸金證書を預けたに過ぎない、假りに讓渡の効力を生じたとしても、それは讓渡擔保に過ぎない。この貸金債權（その當時に於て元利合計金一萬七千圓餘、昭和十六年九月二日現在では元利合計金二萬七千八百二十五圓六十錢）を反物代金債務（金千八百二十五圓）の代物辨濟に供したといふ事實はこれを否認すると抗爭しました。

四 昭和十三年四月二十日東京民事地方裁判所第十七部は、右一萬二千圓の貸金債權は反物代金債務の擔保として讓渡されて被申立人に移轉してゐるが、債權讓渡の通知はこれを見合せる約旨であつたと判決し、中山に對する被申立人の請求はこれを棄却した。佐

子惣次郎、被申立人は共に控訴を爲し東京控訴院は雙方の控訴を棄却して第一審判決を維持しその理由に於て、擔保の爲めの譲渡であるといふ趣旨を一層明確にし、債權譲渡の通知はこれを出さない約旨であつたと確認した。さうして、この判決に對しては佐子惣次郎は上告を爲さず、被申立人は上告をしたけれども昭和十六年八月二十三日棄却になりました。(第一審判決の後に競馬法の改正によつて中山は日本競馬會に承繼されました)

五 仍て佐子惣次郎(昭和十六年二月五日死亡)の相続人たる申立人の代理人川口庄藏は昭和十六年八月三十一日前記の反物代金一千八百二十五圓及びこれに對する昭和五年四月七日から同日まで年六分の割合の利息金千二百四十八圓九十錢合計金三千七十三圓九十錢(誤算にて金三十錢超過)を辨濟の爲めに被申立人の代理人釘宮極に之を提供したけれども、受領されなかつたので已むを得ず同年九月一日金三千七十四圓八十錢(誤算にて金一圓二十錢超過)を東京供託局に供託して之を通知しました。さうして、同年

九月五日右供託書を送付し同月六日に到着致しました。

六 佐子惣次郎と被申立人との約旨に依れば、債權譲渡の通知などをすべきものでないことは勿論であります。前記貸金事件の第一審及び第二審の判決で確定したところに依つても、債權譲渡の通知はしない約旨、即ち被申立人が譲渡に依つて貸金債權を取得して之を有してゐるといふ法律關係は、佐子惣次郎と被申立人との内部關係であつて債權譲渡の通知請求權は存在しない内容のものであること、一點の疑ひもありません。擔保としての譲渡であるといふこと及び譲渡の通知をしない趣旨であるといふことは第一、二審判決共その理由で判示してゐるものではありませんけれども、これらの判断は、「當事者參加人ト原告トノ關係ニ於テ……金壹萬貳千圓ノ債權ハ……當事者參加人ニ於テ之ヲ有スルコトヲ確認ス」といふ主文が、如何なる限度において當事者參加人の請求を認容したものであるかを明らかにしたもので、即ち主文の意義を闡明したもので、全く主文と合體してゐて、本質的には主文の構成部分に外ならないのでありますから、所謂主文

に包含するものとして（假りに『主文に包含するもの』の意義を最も狭く解する學說に依つても）既判力を有すること明かであります（大審院明治四十五年オ第一二一號大正元年十二月二十一日判決Ⅱ大審院民事判決録第十八輯一〇九六頁。昭和四年オ第三六九號同年十二月二十五日判決Ⅱ大審院民事判決録第二十一輯二二二二頁）。故に被申立人が申立人に對して提起した御廳昭和十六年ワ第五九號債權讓渡通知請求事件で、被申立人が請求するところは、實體的にも訴訟法的にも不合法なものであります。こんな請求の執行保全の爲めに假處分の申請をするのは全く不當であります。

七 申立人は前記の通り昭和十六年九月六日反物代金債務の辨濟供託手續を完了しましたから、前記貸金債權の讓渡に依つて擔保されてゐた反物代金債權は全く消滅し、被申立人の擔保權（擔保として貸金債權を保有する權利）は消滅して、貸金債權は申立人に復歸したものであります。故に同日以後本件假處分決定を維持することの不當なことは火を見るより明かであります。

疏明方法

口頭辯論の際に提出致します。

添附書類

委任狀

一通

昭和十六年九月八日

右

吉田三郎
川口庄藏

千葉地方裁判所 御中

假處分命令の執行取消申請書

埼玉縣秩父郡横瀬村六千百十番地

債権者 若林 宗介

市川市市川四百九番地

債務者 佐子 朝次郎

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田 三市郎

同 同 川口 庄藏

東京市芝區新櫻田町二十二番地

(從たる事務所、船橋市古作町九十四番地)

第三債務者 日本競馬會

右法定代理人 理事長 安田 伊左衛門

申請の趣旨

御廳昭和十六年ヨ第二三號假處分事件に付いて昭和十六年九月二日に爲された假處分命令の執行は之を取消す旨の決定を求めます。

申請の理由

前記の假處分命令は昭和十六年十一月十二日に、御廳昭和十六年モ第三一號假處分決定に對する異議申立事件の判決に依つて取消され、且つこの取消の判決に付假執行の宣言がありますから、この申請をいたします。

添附書類

委任状

一通

昭和十六年十一月二十日

右

吉田三市郎

千葉地方裁判所 御中

川口庄藏

參考

一 關係條文

民訴第五五〇條第一號。第五五一條。第七四八條。第七五〇條第二項。第七五六條。

二 判例、學說

東京控訴院昭和八年七月一日判決 判例大成民事訴訟法第十二卷（民訴2）五〇一頁（第七四五條ノ第三項） 法律新聞第三六一一號第六頁。

加藤正治氏強制執行法要論第三四〇頁（假差押命令申請の項）。同第三五九頁（債權に對する執行の項）。同第三八二頁（假處分執行取消の項）。

執行取消申請書

東京市麻布區市兵衛町一丁目八番地

申請人 (債務者) 吉 野 ト ミ

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉 田 三 市 郎

東京市杉並區天沼二丁目五百六十五番地

被申請人 (債權者) 小 川 茂

不動産假差押決定執行取消申請事件

一 御應昭和十四年(ヨ)第一、一五六號假差押決定に依り別紙目録記載の不動産に付き假差押を執行されましたが、債務者は同假差押決定に記載された金一千六百圓を本日供託しましたから前記假差押執行の取消を願ひます。

二 本日中に是非假差押登記を、抹消しなければならぬ事情が生じて困つてゐますから

至急抹消登記囑託書をお發し下さるやう特にお願ひ致します。

昭和十四年九月二十七日

債務者代理人

辯護士 吉田三市郎

東京民事地方裁判所第九部 御中

目 録

東京市麻布區市兵衛町一丁目八番地

一 宅 地 貳百四拾參坪四合四勺

内崖地 六拾參坪七合六勺

右同所々在

一 木造瓦葺貳階建 壹 棟

建 坪 四拾四坪七合九勺九才

外貳階 拾參坪五合

右同所々在

一 木造瓦葺貳階建 壹 棟

建 坪 拾貳坪七合四勺五才

外貳階 拾坪五合

右同所々在

一 木造瓦葺貳階建 壹棟

建坪 貳拾貳坪五合

外貳階 拾七坪五合

附 屬

一 煉瓦造瓦葺貳階建 壹棟

建坪 六坪

外貳階 六坪

答 辯 書

昭和十一年(第三一三三三號)

原告	橋本商事株式會社
被告	宮下孝雄
被告	山口邦太郎
被告	山口盛保
被告	倉岡藏一

第一 訴訟抗辯

判決を求める申立

訴を却下する旨の判決を求む。

訴訟抗辯の理由

一 原告が被告宮下孝雄に對して本件土地の明渡を求める請求權は、賃貸借の終了に因る

土地返還の債務であります。(昭和十二年三月九日準備手續調書)

二 原告が被告山口邦太郎、山口盛保及び倉岡藏一に對して土地の明渡を求める請求權は土地所有權に基く請求權であります。(昭和十二年三月九日準備手續調書)

三 賃貸借契約の終了に因る債務の履行請求と、所有權の追及權たる請求權の行使とは、

- (1) 訴訟の目的たる權利又は義務が、數人に共通といふわけでもなく。
- (2) 原因が事實上及び法律上同一といふものでもなく。
- (3) 權利又は義務が同種にして、事實上及び法律上同種の原因に基くといふ場合でもな

す。

四 數人を共同被告として訴へ得ることは、無制限、無條件なものではない。法定の牽連關係が存在する場合に限ることは民事訴訟法第五十九條の明定するところである。この條件を具備しない場合の共同訴訟は不適法として却下されるのが當然である。訴提起の時に既に不適當であつたのであるから、今更救済の途はない。

第二 本案の答辯

一 被告宮下孝雄の答辯

判決を求むる申立

原告の請求は之を棄却する旨の判決を求む。

事実上の陳述

一 本件の土地に付いて昭和三年五月十七日賃貸借契約が成立したといふ原告の主張は之を認めます。

二 前項の賃貸借契約と同時に昭和二年一月一日から同三年五月十六日迄の間に相當する賃料名義の金錢を被告から原告に支拂ふといふ契約の成立したことが及び之に基いて、被告から原告にその金錢を支拂つたといふ事實は之を否認します。

三 第一項の賃貸借契約の賃料に關する約旨は、昭和三年五月十七日から同四年十二月末日迄は、

- (1) 一の土地の分は一ヶ月に付金十五圓五十九錢
- (2) 二の土地の分は一ヶ月に付金十三圓七十八錢
(合計 金二十九圓三十七錢)

昭和五年一月一日から同七年十二月末日迄は

- (3) 一の土地の分は一ヶ月に付金二十圓二十一錢
- (4) 二の土地の分は一ヶ月に付金十七圓八十六錢
(合計 金三十八圓〇七錢)

で、結局昭和三年五月十七日賃貸借契約成立の際、昭和五年一月一日から同七年十二月末日迄の間の賃料が、前記の通り特約されてゐたといふ原告の主張(昭和十二年五月二十五日準備手續調書)は之を認めます。しかし、此の特約に依て賃料が増額されたことは之を否認します。(理由後述)

四 賃貸借の目的に付いての原告の主張は之を認めます。

五 賃貸借の終期に付いての原告の主張は、これを否認します。

六 昭和三年五月十六日以前本件の土地が、原告の所有であつたといふ主張は之を争ひます。

七 本件土地の上に被告が訴状「請求の原因」記載の如き家屋を所有することは之を認めますが、所有し始めた時は、

- (1) 一に記載の家屋は大正十三年十月。
- (2) 二に記載の家屋は大正七年八月頃。
であります。

八 訴状「請求の原因」三記載の如き内容證明郵便が被告に配達されたことは之を認めます。しかし、二口合計一ヶ月に付三十八圓〇七錢、昭和十一年一月乃至三月分合計金一百十四圓二十一錢といふのは、第三項の(3)及び(4)に書いた原告主張の特約が、效力を生じてゐるものと做した原告の誤解に基く計算であります。

九 故に、被告宮下は第三項の(1)及び(2)の二口合計一ヶ月二十九圓三十七錢、昭和十一年一、二、三月分合計金八十八圓十一錢を、昭和十一年四月一日原告の本店に於て辨濟の爲現實に提供しましたけれども、原告が受領しませんから同年五月二日辨濟の爲に供託いたしました。其後毎月二口合計二十九圓三十七錢の賃料を現實に提供致しますけれども受領しませんので、供託して居ります。

十 結局本件主要な争點は、昭和三年五月十七日本件賃貸借契約の締結と同時に其契約の
一 内容として特約された、昭和五年一月一日以後賃料を増額するといふ契約が、效力を發生するか否かの一點に懸つてゐるわけでありませぬ。借地法第十二條は地代又は賃料を定めたる後、一定の原因によつて「地代又ハ借賃ガ………不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向ツテ地代又ハ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得」と規定し、地代又は借賃の契約後一定の客觀的狀態の變化により、前に契約した地代又は借賃が不相當なるに至りたるに限り、當事者雙方より増減を請求し得ると同時に、

「不相當ナルニ至リタルトキ」は假に賃貸借契約に於て増減を否定し、若くは之を制限するが如き特約ある場合に於ても、その契約の條件に拘らず増減を請求し得ることを明かにしてゐる。別言すれば借地法の適用ある土地の賃貸借に於ては、契約の時に借賃を何程に契約するかは當事者の自由であるけれども、一度成立した契約に因る借賃を、後日變更する場合には、法定の原因によつてその借賃が不相當なるに至りたるに限りその原因が発生した曉に於て、増減を請求し得る權利を認め、後日借賃を増減すべきこと又は、前述の原則に制限を加ふることの特約は、之を無効としたものであります。この結論は、同條但書に一定の期間地代又は借賃を増加せざる特約ある場合に限り其の定に従ふ旨を規定した點と、前段に「契約ノ條件ニ拘ラス」と規定した點とを照應すれば洵に明瞭なものがあります。

十一 借地法第十二條は社會的經濟的客觀情勢に即し、公平の原則に則つて定められたものであります。今「三年後から借賃を何圓何十錢にする」と言ふが如き特約を認容する

とすれば、それが値上げを意味する場合であつても將又値下げを意味する場合であつてもその時期の到來に因て客觀情勢の如何に拘らず借賃は増加又は減少されることとなつて借地法第十二條制定の精神は根本から破壊されることとなります。この點から觀てもある時期の到來に因て地代又は借賃の増減を來すべき特約の無効なことは洵に明かであります。ここまで書いて來れば、昭和三年五月十七日賃貸借締結の際昭和五年一月一日以後の賃料を増加するといふ特約の無効なことは言を俟たないことが分ります。

二 山口邦太郎、山口盛保、倉岡藏一の答辯

判決を求むる申立

原告の請求は之を棄却する旨の判決を求む。

事實上の陳述

- 一 被告等は各々原告の主張の家屋に居住してゐることは之を認めます。
- 二 しかし、被告等は各々被告宮下孝雄との間の家屋賃貸借契約に因て、正當に家屋を使

用居住してゐるに過ぎないもので、土地を占有してゐるものではありません。被告等は被告宮下孝雄から正當な請求があれば家屋を明渡しもしますが、原告から家屋の明渡しを求められる筋はありません。原告が土地を明渡させる権利があるとすれば、被告宮下孝雄に對して請求し、宮下をして適當な方法で土地の明渡しを履行させたら宜しいでせう。被告等と原告との間には何の法律關係も存在いたしません。

- 三 第一項以外の原告主張の事實は凡て不知であります。

以上

昭和十二年七月十三日

右被告四名代理人

辯護士 吉 田 三 市 郎

東京民事地方裁判所第六部 御中

答 辯 書

昭和十四年(一)第一八一號工賃設計費等請求事件

原 告

中 島 政 一

被 告

東 京 精 工 株 式 會 社

請求に對する答辯

原告の請求は之を棄却する旨の判決を求む。

事 實 の 答 辯

- 一 昭和十三年六月中、訴外石橋茂が原告を連れて來て被告會社に紹介したことはありますが、その他訴狀請求原因第一項の事實は不知であります。
- 二 準備書面第二項設計考案注文に關する事實は全部否認します。
- 三 準備書面第三項の鐵尾盤機の注文をしたことはあります。その納期は注文後三週間の約束でありましたが遅れて八月末頃に一臺、十二月八日に三臺、漸く引渡を受けました

けれども、その内一臺は不合格で納入先の騎兵聯隊から返されましたから、直す爲めに原告に渡してありますが未だに直して来ません。

四 準備書面第四項の鐵尾盤機三十三臺の注文はいたしました。最初は一臺五十圓といふ話でしたが、平削と火造は被告會社で自ら施工することになりましたので結局一臺二十九圓で注文したのであります。納期は九月下旬でありましたが遅れて原告主張の通り品物を受取りました。

五 準備書面第五項の被告會社で供給する筈の材料を原告が補給したといふ事實及びその價格の主張は之を認めます。

六 準備書面第六項の事實は全部否認します。

七 準備書面第七項の事實は認めます。

八 準備書面第三項の鐵尾盤機四臺中の三臺及び第四項の三十三臺の不良部分手直しに付て改造費又は増工賃などを拂ふ契約をしたことはありません。

昭和十四年六月二十八日

右被告代理人

辯護士 吉田三市郎

東京民事地方裁判所第六部 御中

證據調申請書

昭和十四年(ワ)第一八一號

原告

中島政一

被告

東京精工株式會社

被告主張の事實を立證する爲め左の證人及び本人を別紙訊問事項の通り訊問相成りたく申
請いたします。

證人	石橋茂
證人	野崎友治
證人	上木新一
證人	野走忠
本人	秦孝治郎

以上

昭和十五年四月九日

被告代理人

辯護士 吉田三市郎

東京民事地方裁判所第六部 御中

千葉縣津田沼町大久保三百九十四番地
證人 石橋茂

訊問事項

- 一 昭和十三年六月證人が豫て出入りの被告東京精工株式會社へ原告中島政一を連れて行つて、被告會社の常務取締役野走忠に紹介したこと。
- 二 證人が野走忠に原告を紹介したのはなんの爲めでありましたか。
- 三 その後被告會社と原告との間に取引關係が出来たことを知つてゐますか。どんな取引をして、今ごんなことになつてゐるか知つてゐますか。
- 四 右に關聯する一切の事情。

東京市蒲田區羽田本町六百二十三番地

證人 野崎友治

訊問事項

- 一 證人は昭和十三年六月以前から被告東京精工株式會社の蹄鐵部主任としてその工場に勤務してゐること。
- 二 昭和十三年六月頃被告會社から原告中島政一に被告會社備附の蹄鐵製造機械の改造の指導を頼んだことがありますか。被告はその改造を指導しましたか。
- 三 被告の指導に依つて蹄鐵製造機械の改造をして一日の製造高八百個であつたのが千二百個になつたことがありますか。
- 四 右に關聯する一切の事情。

〔證人上木、野走及び本人秦の訊問事項は略す〕

控訴狀

市川市市川四百九番地

控訴人 佐子惣次郎

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田三市郎

同 同 川口庄藏

埼玉縣秩父郡横瀬村

被控訴人 若林宗介

原判決の表示

一 當事者參加人若林宗介(被控訴人)原告佐子惣次郎(控訴人)間の東京民事地方裁判所昭和十一年(ワ)第三八一〇號債權讓渡確認請求事件に付同裁判所第十七部が昭和十三年四月二十日に言渡した原告敗訴の判決。

二 右判決の正本は原告代理人に於て昭和十三年四月二十五日に送達を受けました。

控訴の陳述

一 右判決に對して控訴を致します。

二 原判決を取消し、被控訴人の請求は之を棄却する旨の判決を求めます。

昭和十三年五月九日

右

辯護士 吉田三市郎

辯護士 川口庄藏

東京控訴院 御中

本件は東京民事地方裁判所昭和五年(ワ)第一五〇二號立替金貸金等請求事件に付き提起されたる主參加訴訟の判決に對するものであります。

控訴狀

東京市板橋區練馬南町二丁目三千七百六十四番地

控訴人 松谷春男

右 同 所

控訴人 松谷朝子

右 同 所

控訴人 松谷民生

右 同 所

控訴人 松谷美代子

右民生、美代子兩名法定代理人親權者

松谷翠

右 同 所

控訴人

松谷

翠

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右控訴人五人の訴訟代理人

辯護士

吉田三市郎

東京市神田區元岩井町十五番地

同

辯護士

杉本 糸太郎

東京市本郷區曙町四丁目一番地

同

辯護士

瀬尾 藏治

東京市芝區新櫻田町十九番地

同

辯護士

山崎今朝彌

東京市芝區三田豊岡町一番地

被控訴人

橋本忠次

損害賠償請求控訴事件

原判決の表示

一 東京民事地方裁判所昭和十二年(ワ)第一八四三號損害賠償請求事件に付いて昭和十五年四月十二日同裁判所第十三部が言渡した次の主文を有つ判決。

主文

被告ハ原告松谷春男ニ對シ金二千二百圓及之ニ對スル昭和十三年一月一日ヨリ完済ニ至ル迄年五分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フヘシ

被告ハ原告松谷朝子、同民生、同美代子、同翠ニ對シ各金二百圓宛及之ニ對スル昭和十二年九月九日ヨリ完済ニ至ル迄年五分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フヘシ
原告等其ノ餘ノ請求ハ孰レモ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ之ヲ五分シ其ノ三ヲ原告等ノ負擔トシ其二ヲ被告ノ負擔トス
本判決ハ原告等勝訴ノ部分ニ限り原告松谷春男ニ於テ金六百圓、原告松谷朝子、同民

生、同美代子、同翠ニ於テ各自金五拾圓ノ擔保ヲ供スルトキハ夫々假ニ之ヲ執行スルコトヲ得

二 この判決の正本は昭和十五年四月二十二日に送達を受けました。

控訴の理由

- 一 『三千圓とは驚いた』とは原判決を聞いた原告代理人が皆、期せずして發した驚愕の聲であり、憤激であり、嘆聲であつたのであります。私達は判決の理由を讀むまでもなく、原審判事の常識を疑はなければならぬのを遺憾とするものであります。『親の一人も轢き殺されてみたらよからう』と言ひ度くなるのを如何ともすることが出来ません。
- 二 原判決が、その理由で原告春男の實損一萬九千五百圓二錢を認定しながら、被害者與二郎の過失を斟酌するといふ理由で賠償額を二千圓としたのは、控訴人の絶対に承服出来ないとあります。假りに原審認定の通りのこの點に關する事實を前提としても一萬九千五百圓二錢を二千圓に減額するといふやうな極端な、非常識な結論を生ずる謂

れはありません。況んや被控訴人のオートバイが二メートルに接近した刹那に、與二郎が二三歩後退したなどは加害者である被控訴人自身の言ひ分けである以外なんの根據もないところであるに於ておやであります。控訴人等の慰藉料を二百圓宛としたなども全く無茶であるといふの外ありません。

三 原裁判所が被害者與二郎の得べかりし利益を計算するに當つて、家庭の生活費二百五十圓全部を總収入から控除したのは何んの意味が分りません。辯護士業務の収入が一月に千圓あつて事務所の経費が六百圓かゝつたとすれば純益は四百圓でなければならぬ。與二郎が死んで辯護士の業務が出来なくなつたと同時に同人自身の生活費は不用に歸したのでありますから収入から控除するのは當然ですけれども、家族の生活費は少しも減少しないばかりでなく、辯護士業務の経費でもありません。却つて與二郎は辯護士業務の純益の一部で家族を扶養してゐた譯であります。控訴人等五人と與二郎自身と合計六人の家庭生活の費用が二百五十圓であるとすれば與二郎自身の生活費は四十一圓強

であつて、家族の生活費は二百八圓餘でなければならぬ。かう計へてみれば原審が認定した一千圓の収入から控除すべきものは六百圓の事務所費と與二郎自身の生活費四十一圓強とでなければならぬ。従つて一ヶ月百五十圓と計算された純益は少くとも三百五十八圓でなければなりません。原裁判所が、こんな賭易い誤りに陥つたのはどういふ譯か全く分りません。

控訴の申立

- 一 原判決の原告敗訴の部分に對して控訴をいたします。
- 二 原判決中『原告等共ノ餘ノ請求ハ孰レモ之ヲ棄却ス』とある部分及び原告等に訴訟費用の負擔を命じた部分を取消し被控訴人に左の給付を命ずる旨の判決を求めます。
控訴人春男に對して五萬三千七百五十七圓一錢及び之に對する昭和十二年三月十八日から完済に至るまで年五分の割合に依る法定損害金。控訴人朝子、民生、美代子及び翠に對して各一千八百圓及び之に對する昭和十二年三月十八日から完済に至るまで年五分の

割合に依る法定損害金。

以上

昭和十五年五月四日

右

山	瀬	杉	吉
崎	尾	本	田
今		条	三
朝	藏	太	市
彌	治	郎	郎

東京控訴院 御中

控訴狀訂正書

昭和十五年(ネ)第三三〇號損害賠償請求事件

控訴人

松

谷

春

男

外四人

被控訴人

橋

本

忠

次

控訴狀中『控訴の申立』の項を次の通り訂正します。

控訴の申立

一 原判決の原告敗訴の部分に對して次の限度に於て控訴いたします。

二 原判決中『原告等其ノ餘ノ請求ハ孰レモ之ヲ棄却ス』とある部分及び原告等に訴訟費用の負擔を命じた部分を取消し、被控訴人に左の給付を命ずる旨の判決を求めます。

控訴人春男に對して二萬八百四十三圓三十二錢及び之に對する昭和十二年九月九日から完済に至るまで年五分の割合に依る法定損害金。控訴人朝子、民生、美代子及び翠

に對して各八百圓及び之に對する昭和十二年九月九日から完済に至るまで年五分の割合に依る法定損害金。

三 前項の金額は次の計算に依つて請求するものであります。

- (1) 松谷與二郎の辯護士業務に依つて得べかりし純益一月三百五十八圓（控訴狀『控訴の理由』參照）十三年二月分を喪失したことに因つて取得し、控訴人春男が相續した損害賠償請求權にして、一月三百五十八圓十三年分をホフマン式計算法で算出した金額に二月分七百十六圓を加へた四萬二千八百三十六圓十九錢。
- (2) 控訴人春男の支出した醫療費、葬式費用、五七日及び七七七日供養費、墓地代、墓地工事費にして原判決認定のもの一千二百五十圓四十五錢。
- (3) 右二口合計四萬四千八十六圓六十四錢の二分の一即ち二萬二千四十三圓三十二錢から原判決が既に給付を命じた二千圓を控除した二萬四十三圓三十二錢。
- (4) 控訴人春男、朝子、美代子、民生及び翠の慰藉料請求權各二千圓の二分の一即ち一

千圓から、原判決が給付を命じた各二百圓を控除した各八百圓。

合計二萬四千四十三圓三十二錢。

昭和十五年十二月二日

控訴代理人

辯護士	吉	田	三	市	郎
辯護士	杉	本	条	太	郎
辯護士	瀬	尾	藏	治	
辯護士	山	崎	今	朝	彌

東京控訴院第一民事部 御中

第二準備書面

昭和五年(ワ)第一、五〇二號
昭和十一年(ワ)第三、八一〇號

原告

佐子惣次郎

被告

社團法人中山競馬俱樂部

主參加人

若林宗介

第一 本案に付ての陳述

一 原告が被告俱樂部の囑託を受け大正十二年三月から同十四年九月まで、被告俱樂部の事務を管掌してゐたこと及び毎月末日金二百圓の報酬(手當)を受ける約旨であつたことは當事者間に争のないところであります。

二 原告が被告俱樂部に對して金一萬二千圓を利息百圓に付一日金二錢、辨濟期、内金一萬五百圓は大正十二年八月三十一日、内金一千五百圓は同年秋季競馬終了の後十日内

(秋季競馬は十二月初旬開催の豫定)、利息は元本と同時に支拂ふべき約旨で貸したことは丙第一號證ノ一、甲第一號證、甲第二號證ノ一乃至五、甲第十二號證、並に證人石橋正人(第一回)、清浦敬吉、橋本淺太郎の各供述及び原告本人訊問の結果に照して明認することが出来ます。

尙これを甲第六號證、甲第七號證ノ一乃至十三、甲第八號證ノ一乃至四、甲第九號證ノ一乃至三、甲第十號證ノ一、二、甲第十一號證乃至甲第十五號證並に證人石橋正人(第二回)の供述に照らせば一層事情明白なものがあります。

十二月初旬に開催せらるべき秋季競馬は大正十二年九月一日の大震災の爲めに、開催不能に終つたことは、被告の明らかに争はないところであります。

三 原告が第一項記載の囑託事務管掌に際して被告俱樂部の依頼により大正十二年度中に金九千三百八十五圓九十八錢五厘、同十三年度中に金一萬二千五百五十九圓四十四錢及び同十四年四月一日から九月末日までの間に金二千六百八十二圓九十一錢、合計二萬四

千六百二十八圓三十三錢五厘の事務費、馬匹飼養料、其他の費用を被告俱樂部の爲に立替支出したと及びこの立替金の辨濟期が各年度末であつたことは、甲第一號證、甲第二號證ノ一乃至五、甲第六號證、甲第七號證ノ一乃至十三、甲第八號ノ一乃至四、甲第九號證ノ一乃至三、甲第十號證ノ一、二、甲第十一號證乃至甲第十五號證、乙第六號證、乙第七號證並に證人石橋正人(一、二回)清浦敬吉、橋本淺太郎の各供述及び原告本人訊問の結果に依つて明白であります。

四 被告代理人は、甲第一號證の内容に疑ひを挾むが如き言辭を弄し、その理由として原告は當時の理事坂本雄次郎の兒分であつたとか、甲第一號證を書いた佐藤清助は原告の配下であつたとか、被告俱樂部の會計書類が存在しないと云つてゐますけれども、これ等の主張は證據に據らないものであるばかりでなく、却つて坂本雄治郎と原告とは、反目對立してゐたことは證人乾鼎一の供述に依つて明らかであり、佐藤清助が當時被告俱樂部の書記長であつたこと及び會計其他一切の書類は其の信用保持の爲に監督官廳で

ある農林省に預けてあつたことは證人石橋(第二回)の供述に依つて明らかであります(證人佐藤清助が死亡して訊問し得なかつたことを遺憾とします)。

五 甲第二號證は、被告俱樂部の常務理事肥田金一郎(俱樂部が乾一派に渡された後、乾系を代表して理事となつた人)の作成したものであることは、被告代理人も争はないところであります。被告代理人は此の甲第二號證の内容は甲第一號證に據つたもので、作成者に於て責任を負ふべきものでないと言ふやうなことを言つてゐますけれども苟くも公益社團法人を代表する理事が自己の名を以て作成し、監督官廳に提出した書類の内容に責任を有たないと言ふ道理はない。又内容に付て責任を有てないやうなことを書いて出すといふことは有り得ないことで、常識の承知しないところであります。證人藤本勝實、長谷部喜一などは此點に付て、被告代理人の主張に合するが如き供述をしてゐますけれども、それ自體抽象的な莫然たるもので何等の證據力を有たないばかりでなく、全く措信し難いものであります。被告俱樂部の會計其他の書類は證人石橋正人が理事の時

代に、農林省に預けておいて退任したもので、被告俱樂部の理事となつた肥田金一郎等は之を調査し得る地位にあつたことに思ひ及べば、この被告の主張の理由なきこと一層明らかであります。

六 被告代理人は乙第一號證を提出して、大正十四年十月二十七日原告と被告俱樂部の代理人西川末吉との間に、被告俱樂部を無債務とする契約を締結したから、この約旨に依つて、原告本訴の請求は失當であると、抗辯します。しかし斯の如き、契約の成立は全く事實無根で、乙第一號證の成立は原告の關知しないところであります。之を鑑定人高柳光壽及び遠藤恆儀の鑑定の結果に徴すれば、まことに明白なものがありません。

七 乙第一號證の文言は、被告俱樂部を無債務とする契約は既に大正十四年七月三十日原告及び坂本雄治郎が被告俱樂部を、乾一派の者に引渡し、その費用及び報酬として金十六萬圓を受領する旨を西川末吉と契約した際、その契約の一條件として被告俱樂部を無債務とすることを包含してゐたかの如き意味にも取れますけれども、若し、かう解する

ときは全く後日の虚構であることは、甲第三號證乃至甲第五號證の記載に徴して洵に明白であります。この十六萬圓の費用及び報酬を以て、被告俱樂部の社員の大部分を退會させ、石橋、清浦兩理事を辭任退會させ、西川末吉の指名する會員を入會せしむる方法(たとへば、株式會社の場合に、株式の全部を他人に譲渡すると同意味)で俱樂部を引渡す契約に、之を無債務とするが如き重大なる條件を含むものとすれば、この事に關して三通り書かれた契約書に全くその條件を記載しないといふ筈はないのであります。この契約書が甲第三號證、甲第四號證及び甲第五號證の三枚になつてゐるのは、甲第三號證だけを退會する社員其他の關係者に公表し、甲第四號證は一部の關係者に示し、甲第五號證は重立つた者の間だけの密約とする爲でありました。かくの如く用意周到に、又綿密に作成された契約書が被告俱樂部を無債務にする如き重要な條項を遺脱するといふが如きは、全く有り得べからざることでありませう。

八 又乙第一號證は十五萬圓の殘金二萬圓を受取爲るに無債務の契約を承認するが如き主旨になつてゐますけれども、二萬圓を坂本雄治郎と兩人で(一人一萬圓)宛受取る爲に原告が本訴で請求してゐる三萬九千二十八圓三十三錢及び遅延利息の債權を請求し得ざるが如き乙第一號證を書くといふ筈はないのであります。

九 乙第十號證、乙第十一號證、乙第十三號證及び乙第十四號證に依れば、坂本雄治郎が乾側に取り入り之と連絡を保ち、自己一人の立場に於て、被告俱樂部を利用して種々策動したことを窺ふに足るものがあります。之を乙第二號證及び乙第九號證が原告と共に契約した甲第三號證乃至甲第五號證の契約金の領收書でありながら、坂本雄治郎一人の署名のみである點及び、乙第十一號證の奥書に全く原告の關知しない署名が坂本雄治郎の署名捺印と共に、これと同一らしい筆跡で記載されてゐる點とを對照すれば、坂本雄治郎と乾側との間に如何なる事情が伏在してゐたか俄かに推し測り得ないものがあります。之等の事情は乙第一號證も亦乙第十號證、乙第十三號證及び乙第十四號證と共に坂本雄治郎が自己一人の都合で、乙第十一號證の奥書同様、原告の署名を使用して勝手に

作成したものであるといふ消息を物語るものであります。

十 石橋、清浦兩理事を退任させ、四十名餘の會員を脱退させて、被告俱樂部を事實上、乾一派の者に渡す費用及報酬として、金十六萬圓は甚だ安價なものであつたといふことは、被告の抗辯の理由なきことを説明する一つの材料であります。大正十二年四月新競馬法施行前後から競馬俱樂部全體に活況を呈し、競馬俱樂部の賣買談が各所に持ち上つたのであります。永岡啓三郎が十五萬圓で被告俱樂部の自己の持分だけを河合一派に賣つた(原告本人訊問調書参照)のも、この風潮に乗つたものです。競馬俱樂部賣買の値段は、二十萬圓、三十萬圓は安いくらゐで、名古屋市の有志は五十萬圓で被告俱樂部を買收しやうと坂本雄治郎に交渉し、同人は金五萬圓の手附金を取つてその儘にした爲、名古屋方面で大いに騒いでゐるといふのは、その頃の話題でありました。之等の事情から見ても十五、六萬圓で乾一派に被告俱樂部を渡したのは安いくらゐで、この上に無債務にする條件などが付く餘地は全く無かつたのであります。

十一 被告代理人は、坂本雄治郎が原告を代理して乙第一號證を作成したものであると主張しますけれども、坂本雄治郎に原告が、かくの如き代理權を與へたことは、原告の否認するところで、全く事實無根であります。證書に執筆した者が、同席してゐる當事者の氏名を記載するが如きは、珍らしくないことであります。かういふ場合に他人の名前を本人承認の下に書くといふが如きは全く機械的事柄であつて、代理ではありません。故に原告の意思に依つて成立した證書中に、坂本雄治郎の筆跡にかゝる記名が存在したからと言つて之に牽連する他の事項に付て、坂本雄治郎が原告を代理するといふが如き法律關係は全く存在しません。殊に何程の債務を負擔するか分からない(現に證人橋本淺太郎は被告俱樂部に對して十數萬圓の工事代金請求權有りと言ひ同人調書)。乾合名會社は、四十數萬圓の貸金有りと言つてゐます。證人乾鼎一調書。河合銀行にも數十萬圓の債務有るもの(如し)被告俱樂部を輕々に『無債務にする』といふ契約を爲すが如きに於てをやであります。こんな無鐵砲な契約は、坂本雄治郎でなければ出来ない

ところであります。

第二 主参加に付ての陳述

十二 原告は昭和五年三月、主参加人の懇請によつて主参加人主張の如く、秩父銘仙を買取り、その代金として額面九百圓及び九百二十五圓の約束手形二通（合計金一千八百二十五圓）を振出したことは之を認めます。

十三 しかし、丙第一號證ノ一の貸金債権一萬二千圓を譲渡したといふ主参加人の主張は之を否認します。

十四 第十二項記載の約束手形の期日經過後、昭和五年八月十八日主参加人の代理人辯護士釘宮極氏の交渉に應じ、その當時既に原告から被告に對して訴求中の貸金（丙第一號證ノ一）の辨済を受けたときは必ず前記の手形債権を辨済すべきことを約し、之を確保する爲、訴訟に必要な場合には何時でも提供する條件で、丙第一號證ノ一の證書を釘宮辯護士に預けたことはありますけれども、僅か金一千八百二十五圓の反物代金の爲に金

一萬二千圓及び其の利息（その當時までにて遅延利息殆ど五千圓）債権を譲渡したなどと言ふことは虚構も甚だしいものであります。

十五 甲第十七號證は、丙第一號證ノ一の證書を預けた時に、預り證として釘宮辯護士に書いて貰つたものであります。之を今見れば譲渡云々と書いてはありますけれども、其の當時は格別氣付きませんでした。二千八百二十五圓を支拂ひさへすれば何時でも返へすといふことが書いてあるのが、要點である由原告は考へて居りました。丙第一號證ノ一の貸金に付て、本訴提起中であるといふことは、主参加人及び釘宮辯護士が昭和五年八月十八日以前から知つてゐたのであります。若し、主参加人主張の如く債権譲渡であるとするれば、譲渡通知書を原告に書かせないといふ筈がありません。辯護士が他人の代理人として債権の譲渡を受けて、譲渡通知書を書かせないといふやうなことは尙更想像の出来ないことであります。譲渡通知書を原告に書かせなかつたといふ事實は、眞實譲渡でなかつたことを十分に證明し得るものと信じます。

十六 丙第一號證ノ二及び甲第十七號證には、孰れも『讓渡云々』とありますから、之を形式的に見れば債權讓渡のやうに考へられますけれども、之は洵に皮相な見解であります。丙第一號證ノ二には『反物代金辨濟ノ擔保トシテ茲ニ讓渡致候也』と記載し、甲第十七號證には『反物賣却代金御支拂又ハ現物全部返還ノ節ハ前記債權ハ返却可致候也』とあつて、本件訴訟が終結して原告が貸金の辨濟を受け、之に依つて主參加人の反物代金を辨濟するまで預かつて置くといふ意味を言外に示してゐます。今これを丙第一號證ノ二の原告の署名まで、釘宮辯護士が其の本文と共に代筆し、(釘宮代理人自認)原告がこの書類を差入れた事を記憶しない程軽く取扱つた點と、前述の如く債權讓渡の通知書を原告に書かせなかつた點とを照合すれば、此の間の消息を明らかに看取することが出来ます。

十七 假に、かくの如きものを『讓渡』と言ひ得るとしても、夫れは單に擔保の範圍に於て當事者間だけに相對的に存在するもので、第三者に對する關係に於ては、對抗條件を

充たさないばかりでなく、全く讓渡と言ひ得ないものであります。

十八 又主參加人は、昭和五年九月末日迄に反物代金を辨濟しないときは、讓渡を受けた丙第一號證ノ一の債權の受戻しに應じないといふ『口頭の附約』であると主張しますけれども、之まことに滑稽ともいふべきものであります。一千八百二十五圓の爲に、一萬二千圓(利息共に一萬七千圓)を取つて了ふか、どうかといふそれ程重大な契約を、全然書面を書かなければ兎も角、丙第一號證ノ二及び甲第十七號證の如き書面を作りながら、殊に辯護士がかういふ書面を作りながら、この條件を記載せず、『口頭の附約』をするといふやうなことは到底有り得べからざること、こんな主張を信用することは絶對に出来ません。

十九 主參加人主張の如く一千八百二十五圓の辨濟として一萬七千圓もの債權を讓渡し、九月末日まで四十日餘の間に辨濟して受戻さなければ、之を取つて了ふといふやうな契約は、假に存在したとしても、當然無効であると言つてもいゝほど、それ程不當なもの

で到底許さるべき主張ではありません。此債権が當時訴訟中であつたといふ點に照らせば尙更であります。

二十 證人吉川浩道は主參加人の主張に合するが如き供述をしてゐますけれども、全く措信し難いものであります。證人吉川浩道は、原告が主參加人から買取つた反物の買手を周旋するとして、その當時二十反程持つて行つた儘、原告方に寄り付かずその後全く關係ない者でありまして、今回自己が如何にも主參加人主張の債權讓渡に干與したやうに詳細な證言をなすが如きは、原告の怪訝に堪えないところであります。

二十一 甲第十六號證を通讀すれば、主參加人若林宗介が本訴終結して、原告が被告より辨濟を受け、之に依つて原告が主參加人の債務(一千八百二十五圓)を辨濟する日を鶴首して待つて居た有様が彷彿します。甲第十六號證ノ三には『彼の織物に對する借金も此訴訟の解決まで延引を願ひ置候も、』と書いてゐます。

昭和十三年二月十二日

以上

原告代理人

辯護士

吉田三市郎

辯護士

川口庄藏

東京民事地方裁判所第十七部 御中

第二 準備書面 (控訴審)

昭和十三年(ネ)第三七六號

控訴人 (被告) 日 本 競 馬 會
被控訴人 (原告) 佐 子 惣 次 郎

一 原審に提出した準備書面などは總て當審にも引用します。特に昭和十三年二月十二日付の第二準備書面の再讀を切望いたします。さうして同準備書面に次の一點を補ひたいのであります。

二 原審の證人藤本勝實は、當時の理事肥田金一郎の命を受けて甲第二號證ノ一乃至五を作成したが、乙第一號證は本訴が起つてから初めて見せられて知つたものであると言ふ趣旨の證言をしてゐます。これを要するに甲第二號證ノ一乃至五を作成する當時には、原告との間に乙第一號證の契約があつて本件の債權が消滅してゐたことを肥田金一郎が知らなかつたといふ被告の辯解であります。ところが、西川末吉に被告俱樂部を整理さ

せ、乙第一號證を取らせたと原審で證言してゐる乾鼎一（同人證人調書）は、大正十四年十二月九日被告俱樂部の理事に就任し、肥田金一郎は翌十五年五月二十一日同く理事に就任したもので、甲第二號證ノ一乃至五を作成して農林省に提出した當時には兩人共理事であつたのであります（甲第三十號證）。これでも前段に書いたやうな被告の辯解が通るものでせうか。

三 序でながら、藤本勝實といふ人は、昭和三年三月書記長として雇はれるまでは會員でもなんでもなく被告俱樂部とは全く無關係でありましたと原審で證言しておきながら、當審の證人として被告代理人の補充訊問に應じて、大正十四年に、俱樂部に借金があるかどうかを肥田金一郎に確かめて正會員になつたと證言してゐる人物であることを指摘して置きます。大正十四年當時は肥田金一郎は被告俱樂部の理事でも何んでもなかつたことに御注意を願ひます。

四 當審に現れた佐藤菊太郎ほど怪しいものはありません。佐藤菊太郎に被告俱樂部の息

きがかゝつてゐることは、同人の證言に依つて明らかであります。乙第十五號證及び乙第十九號證が同人の提供したものととして提出されたことには一種奇妙な感じを禁じ得ないものであります。殊に甲第十五號證の來歴として佐藤菊太郎の證言したところは、眉に睡せずには聞いてゐられないものであります。

五 被告代理人は昭和十五年二月十六日付準備書面で、飼養料の立替金計算に關する原告の主張に矛盾でもあるかのやうに論難し、常識を以ては首肯し得ないと繰り返し原告代理人の主張は支離滅裂であると言つてゐますから、更めてこの點に關する主張を明らかにいたします。

六 本訴で原告が請求してゐる立替金のうち馬匹飼養料及び書記梶原耕一郎の俸給に關するものは、債權者たる佐藤菊太郎及び梶原耕一郎に對する債務の引受に因るものであります。この債務の引受は大正十二年度中震災直後の契約に因るもので、債權者たる兩人も之を懇望し、當時の被告俱樂部の理事坂本雄治郎も希望し且承諾したものであります。

この原告の引受に因つて被告俱樂部に對しては飼養料及び梶原の俸給支拂債務を免脱させ、原告は被告俱樂部に對して同額の立替金債權を取得したものであります。さうして原告が引受に因つて負擔した佐藤菊太郎及び梶原耕一郎に對する債務は、その當時逐時辨濟して來ましたが少しく滞つたのであります。

七 前項の經過で支拂残りになつてゐた自己の債務を昭和三年二月十八日になつて佐藤菊太郎及び梶原耕一郎に辨濟し後日に計算違ひなどの言ひ懸りや苦情の起る場合を慮つて示談打ち切りの領收證を取つたのであります。これが乙第六號證及び乙第七號證であります。この時になつて被告俱樂部の債務を代つて辨濟したものではありません。

八 佐藤菊太郎の飼養料及び梶原耕一郎の俸給を豫め原告が引受なければならなかつた事情は一言する必要があると思ひます。大正十二年度の前半には農林省の了解もあつて競馬を開催する見込があつてゐましたので、競馬俱樂部としては前途洋々たるものがあり、秋の競馬に出場させる抽籤新馬を準備（甲第十二號證）した程で、俸給の支拂はれ方に

心配する者などはありませんでしたが、同年九月一日の大震災は實に被告俱樂部の形勢を一變させたのであります。大震災は被告俱樂部の財政を引受てゐた河合銀行を破綻壊滅させ、頭取河合房三郎は自殺を傳へられ理事坂本雄治郎は暫くその行衛さへ分らない始末で、俱樂部の前途は暗澹たるものであります。この時八月三十一日に抽籤を行つたばかりの抽籤新馬は會員に引渡すべくもなく、生き物のことゝて一日も食はせずには置き、已むを得ず囑託として被告俱樂部一切のことを双肩に擔つてゐた原告は、これを自己の專屬騎手であつた佐藤菊太郎に命じて飼養させ、同人が飼養料の出所について懸念してその飼養方を躊躇した爲め、原告は全責任を以て飼養料の支拂を引受け、理事坂本雄治郎の居所が分つた後第六項に書いたやうに其の承諾を得たのであります。梶原耕一郎も原告とは特別密接な關係がありました（甲第二十、二十一、二十二號證）ので、需災直後に俸給の支拂を引受け同人を安心させたのであります。若しこの時原告が之等を引受けなかつたとすれば飼養料も俸給も出所なく、梶原書記も逃げて仕舞ひ佐

藤菊太郎も馬の飼養を続けなかつたこと勿論、又続けようとしても続けられなかつたこととは言ふまでもありません。

九 被告代理人は前記の準備書面で、當代理人が昭和七年四月六日付で原審に提出した計算に關する證據説明書のうちに甲第二號證ノ一乃至五の『立替未拂金』又は『立替者未拂金』の金額中から甲第一號證の各年度末支出の部の『支出未済額』又は『未拂金』欄の金額を控除した點を、第六項に書いた事實に撞著するかのやうに指摘してゐますけれども、甲第一號證の大正十二年度及び同十三年度の支出未済額中には馬匹飼養料又は梶原耕一郎の俸給を包含してはゐませんから、第六項の事實とは何んの關聯もありません。大正十四年度のうち同年七月、八月及び九月分の馬匹飼養料及び梶原耕一郎の俸給の一部が未拂金として整理されて居り、この金額を原告が本訴で請求してゐないのは、第六項の事實に一致しないと言へば言へるのでありますけれども、本訴の請求を當代理人が原告から依頼された際甲第二十九號證ノ四及び同號證ノ一、二、三を調査したところ、

原告本人の主張によれば馬匹飼養料及び梶原耕一郎の俸給は全部立替金として請求し得べきものでありましたけれども、甲第一號證たるべき甲第二十九號證ノ四及び同號證ノ一、二、三に立替金としての記載なく却つて未拂金として記載されてゐるので、立證關係及び訴訟の遅延を慮つて本訴の請求から除外したのに過ぎません。

十 被告代理人は乙第六號證及び乙第七號證を援用して、原告が乙第一號證の被告俱樂部を無債務とする契約を締結したから被告の債務を辨済したものであると主張しますけれども、この主張の當らないことは前に述べたところで明らかであります。假りに被告代理人主張の通り原告が佐藤菊太郎に對して債務の引受をした事實は存在せず、却つて西川末吉との間に乙第一號證の契約があつたに拘らず原告が佐藤菊太郎の債務を辨済しなかつたものであつたとすれば、この乙第一號證の所謂無債務の契約は被告俱樂部に對する債權者である佐藤菊太郎には何んの關係もないばかりでなく、同人が原告を代理人として馬匹飼養料を被告俱樂部から受取らせたこともないのであるから、佐藤菊太郎の

被告俱樂部に對する馬匹飼養料の債權は何んの影響を受けることもなく嚴として存在する譯であります。さうして昭和十四年末頃までは兎も角、同十五年以後は天下の金持ちを以て聞えてゐる乾一派が經營してゐるのであるから一萬圓や二萬圓の支拂は易々たるもの、殊に昭和三年春以後は競馬を開催して被告俱樂部自身に多大の収入を得てゐるので、尙更支拂は容易でありました。故に佐藤菊太郎は原告を告訴したりするよりも直接被告俱樂部に請求するのが、尤も有利にして又容易な譯ではありますまいか。それを震災直後から引續いて原告にばかり飼養料の請求をしてゐて、昭和三年二月十八日最後に乙第七號證の金五千圓を支拂ふまで一度も被告俱樂部に請求しなかつたのは、佐藤菊太郎自身も原告との引受契約に因つて被告俱樂部に請求すべきものではなく原告の債務として原告からのみ支拂を受けるべきものであると信じてゐたからでありませう。甲第二十六號證は佐藤菊太郎が原告に對して飼養料の請求をしたハガキの一つであります。この『馬糧の御心配』の馬糧は被告俱樂部の抽籤新馬の馬糧を指すことは後段に『別に古

馬[○]に使用すべき燕麥』とあるのに對照して明白であります。この乙第二十六號證の日付である大正十四年七月二十日は、被告の主張に依つてもまだ債務整理の契約の出來てゐない時であります。この項について甲第六號證乃至甲第十一號證及び甲第二十三號證乃至甲第二十八號證の御參照を願ひます。

十一 原告は大正十四年七月三十一日西川末吉と契約した十六萬圓の内甲第三號證、甲第四號證の費用六萬圓及び甲第五號證に依る報酬十萬圓の内二萬五千圓合計八萬五千圓を坂本雄治郎と二人で受取りましたけれどもその餘の辨濟を受けなかつたので、大正十四年末以後坂本雄治郎と共に西川末吉に對して屢々請求してゐました。大正十五年五月肥田金一郎が被告俱樂部の常務理事となつて理事の顔觸れも揃つたので、被告俱樂部に對する立替金請求のことを坂本雄治郎に相談しますと同人はまだ報酬金が残つてゐるくらいで、何もかも一緒に言ひ出しても六つか敷いからもう少し待つてゐた方がよからう、そのうちに僕がうまく話してやると言ひましたので、そのまゝにして待つてゐました。

そのうちに佐藤菊太郎の飼養料の残金を五千圓拂つて解決したところ、その頃坂本雄治郎との間に立替金の話が出た時『佐藤や梶原の領收證を序でに一寸見せいで呉れ』と言ひましたので、これを届けさせて置きました。ところが、乙第六號證及び乙第七號證として被告俱樂部の代理人からこれを本訴に提出されたのには不思議の感を禁じ得なかつたものです。坂本雄治郎と乾及び西川末吉等の間に如何なる關係が伏在したかは計り知ることが出来ません（原審證人橋本淺太郎の證言參照）。

十二 前項に書いたやうな事情で立替金の請求が延び延びになつてゐるうちに坂本雄治郎は病死しました。それが昭和四年二月十八日でありました。そこで原告は西川末吉に對する報酬金殘金請求事件と共に、本件債權の請求方を當代理人に依頼し、當代理人は調査の上昭和四年六月二十六日及び同年七月二日の二回文書を以て本件債權の支拂方を被告俱樂部の理事肥田金一郎に請求しました（甲第十八號證ノ一、二、三。甲第十九號證ノ一、二）。ところが、當時被告俱樂部の書記長であつた藤本勝實は當審で原告は本訴

提起に至るまで立替金債權があるなどと言つたことはない、こんな訴訟を起したのは被告俱樂部が甲第二號證ノ一乃至五を農林省に提出したことを、どこかで臭ぎつけたからだらうなどと言つてゐます。出法題も程があるといふものです。甲第二號證ノ五を被告俱樂部が農林省に提出したのは甲第十八號、十九號證に依る請求の遙か後のことであります。

十三 原告は本訴の審理が進行して乙第一號證を見るに及んで、坂本雄治郎が兎角立替金の請求を待たせたがつた意味が解せたやうな氣がしました。乙第十號證及び乙第十三號證を見て、一層この感を深くしたものであります。

十四 被告代理人は昭和十四年九月二十二日付準備書面で、原告は大正十四年十月十五日以後に坂本雄治郎を通じて四萬五千圓を受取つたから本件債務は辨済に因つて消滅したと主張しますが、原告代理人は本件債務の辨済として四萬五千圓を受取つたといふ事實は否認します。乙第一號證乙第十三號證乙第十四號證などの對價として坂本雄治郎が受取つたかごうかは知りません。

十五 被告代理人は原告が大正十二年四月一日から同十四年九月三十日まで、被告倶楽部の事務を管掌してゐた関係を雇傭契約に依るものであると主張しますが、これは明らかに原審に於ける被告の自白に反するものであるばかりでなく、この関係が囑託であることは甲第二號證ノ一乃至五の備考にも明記して居り、原審に於ける被告の準備書面にも繰り返してゐるところであります。又被告代理人は囑託手当の債権は五年の時効に罹つてゐると主張しますが、こんな性質の債権は五年の時効に罹るものではありませんし、假りに五年の時効に罹るものとしても大正十四年十月の事務引継ぎの際理事に依つて承認されてゐます(原告本人訊問調書)から時効はこの時中斷されてゐます。

昭和十五年四月十日

被控訴代理人

辯護士 吉田三市郎

東京控訴院第八民事部 御中

證據申出書

證據申出書

昭和十三年(第七〇八號損害賠償請求事件)

控訴人

合資社 東京輕便浣腸製造所

被控訴人

前川重矩

一 證すべき事實

控訴人が本件假處分を爲すに付て故意及び過失の無かつた事實即ち控訴人は被控訴人が製造販賣したゴム先浣腸が本件實用新案權の權利範圍であることを確信して居た事實並にこれを確信するに付て少しの不注意も怠慢も無かつた事實

二 證據

證人林榮藏、大羽英彦、三田村宇作、増田周助、清水連郎及び本人田村廿三郎(各訊問事項別紙の通り)

昭和十四年二月十日

私の訴訟文 證據申出書

控訴代理人

辯護士 吉田三市郎

辯護士 川口庄藏

東京控訴院第一民事部 御中

日本橋區本町一丁目九番地株式會社玉置商店内
證人 林 榮 藏

訊問事項

- 一 證人が賣藥業、株式會社玉置商店の仕入主任として古くから勤務してゐること。
- 二 大正十四年頃までは『輕便浣腸』或は『浣腸』と稱する商品は何處にも存在しなかつたこと。従てこの頃までは、浣腸を爲すには先づ藥液を用意し浣腸器を使つてこれを腸内に注入し、使用後には洗つておく方法が一般に行はれてゐたこと。浣腸器は殆ど硝子製のものであつたこと。
- 三 大正十四年七月に初めてイチツク印『輕便浣腸』と名付けた商品が市場に現はれたこと。この『輕便浣腸』は、肛門に挿入する管のついた袋をセルロイドで作つて之に浣腸藥液を充たしたもので、イチツクの莖を少し長くした様な形をして居り、一回の浣腸に一個宛を使用する様に出來てゐる消耗品で、これまで類の無かつた新製品であつたこと。

四 イチツク印『輕便浣腸』は非常に便利で安價であつたに拘らず、一般に知られてゐないので、なかなか賣れなかつたのを製造元たる東京輕便浣腸製造所が東京や大阪の日刊新聞に大きな廣告を出したり、業界の新聞や雑誌に廣告したりして盛に宣傳した爲め、漸く普及して段々賣行を増し昭和五、六年頃には相當の賣行を見、一商品としての販路を獲得するに至つたこと。

五 イチツク印『輕便浣腸』が漸く普及するに従つて、種々の類似品が市場に現はれたこと。類似品にはT・C浣腸、ピワ浣腸、サクラ浣腸、アイデアル浣腸、三笠浣腸などがあり、ゴム先輕便浣腸もその一つであつたこと。これ等の類似品はみな大同小異で、故らに少しづつ申譯的な細工がしてはあつたけれども、セルロイドの袋に浣腸藥液を充たし直ちに浣腸に使用され一回の使用によつて消耗される點で全くイチツク印輕便浣腸と同一であつたこと。

六 イチツク印『輕便浣腸』は登録實用新案で控訴人東京輕便浣腸製造所は實用新案權を

侵害する類似品の防遏に努めてゐたこと。

七 右に關聯する事項。

以上

〔證人、大羽、三田村、増田、清水及び本人田村の訊問事項は略す〕

第二 準備書面

昭和十三年ネ第七〇八號

控訴人
被控訴人

合資 東京輕便浣腸製造所
前 川 重 短

この準備書面では、權利範圍の問題と、過失の問題とだけを扱ひます。

一 後に控訴會社を代表して本件假處分を申請した田村廿三郎が、本件の實用新案たる所謂『輕便浣腸』を考案した大正十三、四年、これが實用新案登録願を出した大正十四年及びその實用新案の登録を受けて『イチツク印輕便浣腸』と名づけて發賣した昭和二年當時に於ては、この『輕便浣腸』に類する物は商品としては勿論何處にも存在せず、病院その他醫家に於てもかやうな物の出現は夢想だもしなかつたところであり、本人田村廿三郎、證人林榮藏、大羽英彦、三田村宇作、増田周助、清水連郎及び原審證人渡邊忠恕の各供述。

二 かういふ環境にあつて所謂『輕便浣腸』を考案した田村が、その物の全體が獨創的考案であると信ずること、殊に嘴が附いてゐて浣腸器として役に立つ袋の中に一回分の浣腸薬液を容れて置いて保存、携帯し、直ちに浣腸に供し得るといふ點が、考案の根本要旨であると確信するのは當然であると言はなければなりません(本人田村の供述)。

三 前項の如き信念のもとに實用新案の登録を願ひ、清水辨理士から『かういふ物は日本ばかりでなく外國にも無いし、特許にもなるべき發明だから外國特許を願つたらよからう』と勧められなどして、昭和二年二月四日に、乙第一號證の通り實用新案の登録を受けた田村が、この實用新案權の範圍を考案の全體即ちセルロイドで作つた浣腸器として使用し得る容器に浣腸薬液を裝填した物全體に存するものと信ずるのは當然であつて、後に審決で歪められた場合もあつたけれども、乙第一號證の『登録請求の範圍』の記載を見れば、その權利範圍が事實田村の信念の通りであることも疑ひを容れる餘地はありません(本人田村、證人清水、増田、林、大羽、三田村及び第一審證人渡邊の各供述)。

四 昭和三年七月二十二日には早くもイチック印輕便浣腸の發賣に刺戟されて、甲第六號證の出願公告を見るに至つたのであります。しかし、この出願公告自體がその『登録請求ノ範圍』に『……容液囊體に乳房體を連成せる浣腸器に於て乳房體の頂端に云々と書いて、その基本たる浣腸器自體は權利範圍の外であつて、この考案は基本考案たる『輕便浣腸』の一部の改良として所謂乳房體の頂端に凹窩と裝溝を設けた點にのみ存することを明かにしてゐます。この見解は、前提として乙第一號證の請求範圍の記載並に前二項に書いた田村の信念を肯定したものであります。

五 昭和三年九月十八日には乙第八號證の審決を受けました。この審決はその着色及び形狀に於て意匠權を有してゐても、それが同時に他人の登録實用新案權の内容たる以上は、その登録實用新案權者の承諾なくしてこれを実施し得ないことを明かにしたものであります。さうして、その結論の前提として乙第一號證の權利範圍は物品全體の基本的考案に存することを認めてゐます。

六 昭和三年九月十八日には乙第十號證の審決を受けました。この審決も乙第一號證のイ
チック印輕便浣腸の請求範圍が物品全體の構造に及んでゐることを確認し、その前提の
もとに、嘴にゴム帽を被冠させた點を改良考案と見ても基本的考案に於て一致するから、
(イ)號圖面の物品は乙第一號證の權利範圍に屬すると言つてゐます。

七 昭和四年三月十一日には乙第十三號證の決定を受けました。この決定は第四項に書い
た甲第六號證の出願公告に對する登録異議申立事件に付いてのもので、その第三の理由
に於て、本願の考案は乙第一號證の基本的考案に對する一部の改良考案ではあるけれど
も説明書及び出願公告に考案相互の關係を記載しないことは、異議の理由にはならない
と言つて、乙第一號證の本件登録實用新案權の範圍が物品全體の構造に及んでゐること
を認めてゐます(實用新案法施行規則第二條、第七條、特許法施行規則第三十八條第二
項)。

八 昭和四年四月十八日には乙第九號證の審決を受けました。この審決は、本件審判の申
立は昭和三年九月十八日の乙第十號證の審決と同一事件であるとして審判の請求を却下
したものであります。

九 昭和四年八月十九日には甲第七號證の出願公告がありました。この實用新案は『イチ
ック印輕便浣腸』の如きセルロイド製輕便浣腸の袋部の半面を厚く他の半面を薄く作る
ことに依つて浣腸液の壓出を容易且完全ならしめるものであつて、出願者自ら既に存在
する『輕便浣腸』の袋部の改良考案であることをその説明書の『實用新案ノ性質作用及
ビ效果ノ要領』の項に明かにしてゐます。

十 昭和四年八月二十二日にも甲第八號證の出願公告がありました。やはり既に存在す
る『輕便浣腸』の改良考案であることは、説明書の記載自體が之を明かにしてゐます。
従來は袋部と所謂管狀體とは内外共一體であつたのを、袋部と管狀體との継ぎ目に壁を
設けその代り管狀體の頂端に孔を穿ち置き、使用に際してこの孔から長針を用ひて壁に
孔を穿つものとしたのであります。

十一 昭和四年九月二日には乙第十一號證の審決を受けました。この審決は『イチツク印 輕便浣腸』が、その登録出願前既に公知であつたといふ理由で提起した無効審判請求を公知にあらずとして棄却したものでありますが、審決理由の冒頭に『イチツク印 輕便浣腸』の権利範圍が、物品全體の考案に及んでゐることを明かに説示してゐます。

十二 昭和四年十月五日には乙第十四號證の判決を受けました(同月二十四日正本送達)。第一項及び第七項に書いた甲第六號證の實用新案が登録(第一三二六四三號)されたので、その権利の實施であるとして大正製藥株式會社が『リスカン』と稱する『輕便浣腸』を發賣したのに對して、嘴の先端に改良考案の権利があるとしても、控訴人の有するその物品全體に對する権利を無斷で實施したのは権利の侵害であるとして、控訴人が大正製藥株式會社に對して發賣禁止の假處分を申請したのに付いて、東京地方裁判所第二民事部は、實質に於て債務者たる大正製藥株式會社が債權者たる控訴人の権利を侵害してゐるとしても甲第六號證の権利に考案相互の關係が記載してないから、確認審判を経て

からでなければ債務者の権利實施を禁止することは出来ない」と判決しました。この判決が乙第十四號證であります。この判決が全く誤りであることは乙第十五號證の東京控訴院の判決が明かにしてゐます。

十三 昭和四年十一月二日には甲第九號證の出願公告がありました。この實用新案は『イチツク印 輕便浣腸』の嘴の先端の穿孔方法に改良を施したと稱するもので、孔のある嘴を作り、容解せる乾性油に浸した結び目ある糸をその小孔に挿入して之を固着させ、使用時にその糸を引き抜いて穿孔すると言ふのであります。これが『輕便浣腸』そのものの考案でなく従來存在する物の嘴の先端だけの改良考案に屬するものであることを、出願者自身が認めてゐることは、説明書の記載殊にその請求範圍に嘴の先端に關することだけを記載してゐるところから見て明かであります。

十四 昭和四年十二月二十三日にも甲第十號證の出願公告がありました。これは甲第九號證のものと同じ一人の出願で、嘴の先端の栓に用ひる結び目ある糸を木、ペークライト、

金屬などの硬い物に代へただけで、その他は總て甲第九號證のものと全く同一であります。

十五 昭和五年四月二十四日には乙第十二號證の審決がありました。この審決は乙第十一號證の審決に對する抗告審判の請求を却下したもので、この審決の確定に依つて乙第十一號證の審決が確定したのであります。

十六 昭和五年五月七日には乙第十五號證の判決を受けました(同月十日正本送達)。この判決は債權者たる控訴人の主張を容れて、乙第十四號證の第一審判決を變更し債權者の假處分申請を許容したものであります。さうして、實質上他人の實用新案權の一部の改良考案であつて、その基本的考案の權利を實施しなければ、その改良考案の權利を實施し難い場合には、改良考案の權利に考案相互の關係が記載してなくとも、審判等を経るの要なく、基本的考案の權利者は改良考案の權利者に對してその實施を禁止し得ることを判決の理由で詳説してゐます。

十七 昭和五年六月二十一日には甲第十一號證の出願公告がありました。この出願も自ら『アンブールの嘴』と稱して、嘴の先端の穿孔方法のみの改良であることを明かにしてゐます。即ち『輕便浣腸』なる物品全體の基本的考案は『イチツク印輕便浣腸』の權利に屬することを前提して、その嘴の先端穿孔部分の考案として本件出願をしたものであります。この考案は、嘴の先端に横縞の凹凸と小孔とを設け之に硬質脂を凝固附着させて小孔を塞ぐものとしたものであります。

十八 かういふ經過でありましたから控訴會社代表者田村廿三郎の、『輕便浣腸』の物品全體の基本的考案が自己の實用新案權の範圍であるとの確信は、益々強まるばかりで一點の疑ひを容れる餘地もありませんでした。この時に當つて被控訴人の『ゴム先浣腸』は發賣されたのであります。控訴會社がこの『ゴム先浣腸』を自己の權利の侵害であると思つたのは當然であります。それは、ゴム先浣腸が嘴の物質を異にしたり先端に孔を穿つてこれにゴム帽を硬質脂で固着させ、そのゴムの先端を鋏で切つて穿孔する方法に

したなどは、それが假りに有益な改良考案であるとしたところで、『イチツク浣腸』の物品全體としての實用新案權の實施權を、被控訴人が取得する筈がないからであります。十九 前項に述べた次第でありますから、控訴會社が直ちに被控訴人に對して發賣禁止の假處分をしたからとて、少しも咎めるところはありません。然るに控訴人は支配人櫛谷省吾をしてこの問題を慎重に研究させ、櫛谷省吾は清水辨理士の意見を徴し、坂本池田兩辯護士に研究を依頼し十二分の注意を拂つた後本件の假處分を申請したものであります。何處に不注意があり、何處に粗漏があると言へるのでありませう(第一審證人櫛谷省吾、清水連郎、坂本哲夫及び池田遠思の各證言)。第一審の證人山岸實は、ゴム先浣腸が『イチツク印輕便浣腸』の權利範圍でないことは注意すれば容易に分るなどと證言してゐますけれども、全く根據なき獨斷に過ぎません。

二十 昭和六年六月六日本件假處分を執行した後、被控訴人と控訴人との間の權利範圍確認の審判が確定した昭和八年九月八日までに次項以下の経過がありましたけれども、控

訴人の前項までに書いた信念を鈍らせる様な出來事は一つもありません。順次これを記述することに致します。

二十一 昭和六年十月十五日には乙第四號證ノ一の出願公告がありました。この實用新案は『輕便浣腸』の袋の中央に凹凸部を設けて滑り止めとし挿入嘴筒の側面に小孔を穿ちこれにゴム管を被着して液の漏失を防ぎ置き、使用時にはこのゴム管を嘴筒の基部に向つて反り巻きして小孔を露出させるとしたもので、袋と嘴と双方の改良考案でありますが、それでも『イチツク印輕便浣腸』の基本的權利を實施して初めて實施し得るものであるといふ考案相互の關係を明記してゐます。この公告に依れば、之を審査した審査官は『イチツク印輕便浣腸』の權利範圍は物品全體の基本的考案全部に有るものと認めてゐることがよく判ります。

甲第六號證(第四項)、甲第七號證(第九項)、甲第八號證(第十項)、甲第九號證(第十三項)、甲第十號證(第十四項)、甲第十一號證(第十七項)及び乙第四號證ノ

一(第二十一項)の各出願公告に於ても係審査官が、『輕便浣腸』の物品全體の構造に對する権利は、『イチタック印輕便浣腸』に存することを前提としてゐたことは、各出願公告に於て嘴の構造にのみ權利を與へようとした點から十分に窺ひ知ることが出來ますけれども、この出願公告ではそのことを明記してゐる譯であります。考案相互の關係を記載してもしなくても、權利相互の實質的關係には何等の影響もないことは、乙第十五號證の判決がよく説明してゐるばかりでなく、何んの疑ひもなく一般に認められてゐる見解であります。

二十二 昭和七年一月二十五日には乙第四號證ノ二の認證謄本を得ました。これに依つて控訴人は前項の趣旨を一層明確に認識しました。

二十三 昭和七年一月二十五日には乙第六號證ノ一、二の鑑定を受けました。この頃、『アイデアル浣腸』と稱して硬いエポナイトで小孔のある嘴を作り之にゴム帽を緊著して液の漏失を防ぎ置き、使用時にゴム帽を取り去つて穿孔に代へるといふ物が發賣され

たので、上述の經過で一點の疑ひもなかつたのですけれども、十二分の注意を拂ふ意味で念の爲鑑定を試みたのであります。ところが鑑定者の意見は矢張り『イチタック印輕便浣腸』の權利範圍であるといふのであります。

二十四 昭和七年二月十八日に乙第五號證ノ一、二に書いてある通り東京地方裁判所第五民事部で假處分決定を得ました。この假處分の目的物は同件債務者所有の登録第一六三〇四五號『藥液注入用アンブールの嘴』なる實用新案權に據つて造られた『蝶印TC浣腸B號』と稱するもので、嘴だけを硬いエポナイトで作り、その中心に堅孔を穿ち先端に近い部分に堅孔を十文字に貫く様に堅孔より少し大きい孔を穿ちその孔の一つにゴム紐を通す方法で堅孔を塞いでおき、使用時にそのゴム紐を抜いて穿孔に代へる様にしたものであります。このTC浣腸は嘴の作り方に實用新案權を與へられたものでありますけれども、物品全體の基本的考案に於ては『イチタック印輕便浣腸』が實用新案權を有つてゐるから、無斷で製造することはイチタック印の權利を侵害するものであるとして假

處分を許されたのでありました。

二十五 昭和七年七月二十一日には乙第五號證ノ一、二の判決を受けました。前項に書いた假處分決定に對して異議の申立があり、口頭辯論を経た上で原決定を認可したのがこの判決であります。

二十六 昭和七年八月十九日に甲第三十二號證及び甲第三十五號證の審決を受けました。この審決は『イチツク印輕便浣腸』の権利は嘴の部分のみに存するものであるから、嘴の先端に小孔を有しこれにゴムの帽片を冠著した(イ)號圖面の物品は嘴の構造を異にし、イチツク印の権利の範囲外であるとしたものであります。

二十七 昭和七年九月十五日には甲第一號證及び甲第五號證ノ一、二の審決を受けました。この審決は本件被控訴人の請求に依る権利範圍確認審判に依るもので、『イチツク印輕便浣腸』の権利範圍は紡錘状をした嘴の先端にのみ存するものとし、甲第五號證ノ一、二の(イ)號圖面の物品とは嘴の構造を異にするから、(イ)號圖面の物品はイチツク印の権利範

圍に屬せずとしてゐます。しかし、この(イ)號圖面の物品は嘴の形狀に於て、被控訴人が發賣して本件假處分の目的となつた實物とは相違してゐます。従つてこの審決の見解に依つても被控訴人が發賣した物品が、イチツク印の権利に屬するかどうかは俄に決し難いものであります。

二十八 昭和八年三月十五日には甲第三十三號證の抗告審決を受けました。この審決は甲第三十二號證及び甲第三十五號證の審決に對する抗告審決で、原審決を認容したものであります。

二十九 昭和八年四月十二日に甲第二號證の抗告審決を受けました。この審決は甲第一號證の審決に對する抗告審決で、原審決を認容したものであります。

三十 昭和八年五月二十三日には乙第三號證ノ一、二の審決を受けました。この審決は『イチツク印輕便浣腸』の権利は物品全體の構造に存することを認め、(イ)號圖面の物品(ビハ浣腸)が嘴の先端に孔を穿ち小ゴム帽を被覆した別個の構造を有するとしても、

全體の構造に於てイチツク印の権利範圍に屬するものとしてゐます(この審決は昭和九年十一月三十日に抗告審決ニ乙第七號證ニ認容されて確定しました)。

三十一 昭和八年九月八日に甲第三號證の上告判決を受けました。この判決は甲第二號證の抗告審決に對する上告審の判決で、理由なしとして上告を棄却したものであります。

三十二 甲第三十二號證、甲第三十五號證の審決(昭和七年八月十九日)その抗告審決たる甲第三十三號證の審決(昭和八年三月十五日)並に甲第一號證、甲第五號證ノ一、二の審決(昭和七年九月十五日)ニ本件當事者間)その抗告審判たる甲第二號證の審決(昭和八年四月十二日)で初めて、『イチツク印輕便浣腸』の權利を嘴の先端の形狀と構造に限るものと認定されたので、控訴人等は甚しい間違ひとして大いに驚いたのであります。然し、これが爲めに大正十三、四年以來第二十五項迄に書いた経過と材料とによつて固められ強められた『イチツク印輕便浣腸』の權利は『物品全體の構造にあり』との信念が動搖しなかつたのは、事情に照して當然であると言はなければなりません。果

して昭和八年五月二十三日には第三十項に述べた通りの審決があつて、本項各審決の誤りの甚しさを痛感させられたのであります。

三十三 ところが、甲第三號證の判決で甲第二號證の審決が確定したのであります。確定してみれば當事者間には所謂訴訟法的正義として嚴存するのであります。然し控訴人等は、客觀的にはこの審決は誤りであつて『イチツク印輕便浣腸』の權利は、その請求範圍の記載に依つて自明な通り『物品全體の構造』に存することは動かすべからざる事實であることを、いまでも確信してゐるのであります。又この點は暫くおいて、甲第一、二號證の審決に依つても、その(イ)號圖面の物品と『イチツク印輕便浣腸』の權利とは各嘴管の形狀、構造を異にするから、お互に牴觸しないと云ふに過ぎないのであつて、被控訴人が發賣した『ゴム先浣腸』の現物が『イチツク印輕便浣腸』の權利に屬するかどうかを確定したものではありません。そればかりでなく甲第一、二號證の審決の論法に依れば『イチツク印輕便浣腸』も『ゴム先浣腸』も共に嘴管の形狀は紡錘狀であるから、

両者は牴觸するものであると言はなければなりません。若しまた、甲第二十九號證の鑑定書の見方によつてこの點を論ずれば、(イ)號圖面の嘴管は單なる圓筒形で『イチツク印輕便浣腸』の嘴管は紡錘狀ではあるけれどもかくの如き形狀の差異は浣腸器としては無意味なるに依り結局同一に歸するが故に、(イ)號圖面の物品は『イチツク印輕便浣腸』の權利範圍に屬するものと言はなければならないと言ふことになります。要するに甲第一、二號證の審決と甲第二十九號證の鑑定とはその意見相反するものであります。さうして被控訴人はこの相反する意見の利益な部分を繼ぎ合せて有利な結論を得ようとしてゐるのであります。

三十四 いま假りに甲第一、二號證の審決の(イ)號圖面の物品と『ゴム先浣腸』が同一であるとし、同審決の確定力が本件當事者間に及ぶものとしても、これが爲めに本件の假處分に付て控訴人に『ゴム先浣腸』は『イチツク印輕便浣腸』の權利範圍に屬せずとの故意が有つたとか、これを知らなかつたことに過失即ち不注意又は粗漏があつたと言ふこ

とには絶體になりません。審決の效力の問題と故意又は過失の事實問題とは全く別個のものであることは言ふまでもありません。

三十五 前項までには、『輕便浣腸』の考案者であつて、最初から今日まで引續いて控訴會社の代表社員である田村廿三郎の心裡に影響を及ぼすべき事實を、經過的に敘述し、觀察して結論を導いたのであります。いま、この經過を展望して一考察を試みることに、必要と興味とを感じるものであります。幾多の改良考案と稱するものが續出しましたけれども、一口に言へば皆下らないものばかりで、眞の改良考案として敬服に値するものは一つもありません。嘴の先端に凹窩と襞溝とを設けたから硬便の時でも液の流出をよくするとか、長針で壁の方へ孔をあけるから破片で腸を損する虞がないとか、針で孔をあけて不潔にすることを免れるとか、體温で自然に硬質脂が溶けるから孔をあける世話がないとか、脂が溶けて順次に塗布されるから滑かに肛門に挿入されるとか、巻き反したゴム管を元に戻せば使ひかけた半分を保存して置けるとか、ゴムを取れば孔があ

るから改ためて孔をあける必要はないとか、ゴムを被つてゐるから肛門に當りが好いとか言つてゐるけれども、そんな細工をしなくとも、如何に硬便の場合でも液が出ないことのあるといふ試しもなければ、嘴管の先端に針で孔をあけたからといつて腸を損じたこともなければ、不潔になつて害があつたこともありません。又三十六度位の體温で自然に溶けるくらゐの硬質脂で孔を塞いで置けば三十二、三度もある夏の日を待たなくともリスリン液は自然に滲み出して實用にはなりません。肛門に挿入して浣腸し始めたものを半ばでやめて之をまた保存して置くといふが如きは全く戯談です。ゴムを取るのも孔をあけるのも殆んど手數に變りはありません。そればかりでなく、ゴムを被せたくらゐでは液が漏つて仕方がないもので、これを脂であまり硬く張り付ければ液は止まりますけれども、ゴムが容易に取れなくなります。そこでゴム先浣腸はゴムの先端を鋏で切つて孔をあけることにしてゐます。これでは針で孔をあけた方が却つて簡単です。ゴムを被つてゐないからとて肛門の當たりがわるくて困つたの、脂を塗らなければ滑らか

に挿入出来ないのといふことは聞いたこともありません。から觀じてみれば皆いゝ加減なものです。『イチタック印輕便浣腸』の出現に刺戟され何んとかもちつて類似品發賣の種にしようとたくんだもの、に過ぎないものであることは明瞭であると言つても過言ではありません。控訴會社をして類似品の防遏に奔走させたのは、彼れ等自身であつたと言はなければなりません。

三十六 被控訴代理人は、控訴會社が甲第六號證乃至甲第十一號證の實用新案權を譲り受けたのは『イチタック印輕便浣腸』の權利が嘴管の形狀と構造のみに限つてゐることを知つてゐた證據であると言つてゐますけれども、これは何んの根據もない言ひひがかりに過ぎません。甲第六、七、八號證の權利は乙第十五號證の判決を受けた事件の示談條件として譲り受けたもの、甲第九、十、十一號證の權利はこんなものを種に類似品でも作られて、假處分をしたりするのは却つて面倒であると考へて買收したまでのことです。(本人田村、證人増田の供述) これ等の權利がみな、それ自身に於て『イチタック印輕便浣腸』

の基本的権利を前提とし、その改良として出願され公告されたことは前に書いた通りであります。又假りに一切の事情を外にして、改良考案に關する権利を買収した事實だけを觀れば、これ等の改良考案を有益なものと考えたものであらうとは謂ひ得ませうけれども、『イチャック印輕便浣腸』の権利がその一部に限られてゐると考へてゐたであらうと結論することには、少しも論理的聯絡がありません。

三十七 この準備書面に引用した甲號證及び乙號證並にその年月日、これを引用した項を、便宜上書證番號の順に列べておきます。

甲號證	昭和	項
一	七年九月十五日	二七
二	八年四月十二日	二九
三	八年九月八日	三一

甲號證

昭和

項

五ノ一、二	七年九月十五日	二七
六	三年七月二十二日	四
七	四年八月十九日	九
八	四年八月二十二日	一〇
九	四年十一月二日	一三
十	四年十二月二十三日	一四
十一	五年六月二十一日	一七
二十九	十一年五月十八日	三三
三十二	七年八月十九日	二六
三十三	八年三月十五日	二八
三十五	七年八月十九日	二六

乙 號 證

昭 和

項

一	二年二月四日	三
三ノ一、二	八年五月二十三日	三〇
四ノ一	六年十月十五日	二一
四ノ二	七年一月二十五日	二二
五ノ一、二	七年七月二十一日	二四
六ノ一、二	七年一月二十五日	二三
七	九年十一月三十日	三〇
八	三年九月十八日	五
九	四年四月十八日	八
十	三年九月十八日	六
十一	四年九月二日	一一

乙 號 證

昭 和

項

十二	五年四月二十四日	一五
十三	四年三月十一日	七
十四	四年十月五日	一二
十五	五年五月七日	一六
		以上

昭和十四年十月三十日

控訴代理人

辯護士 吉田三郎
 辯護士 川口庄藏

東京控訴院第一民事部 御中

第三 準備書面

昭和十三年(ネ)第七〇八號

控訴人

合資 東京輕便浣腸製造所

被控訴人

前 川 重 短

この準備書面では數額の問題について、少しく反駁を試みます。

一 被控訴人は昭和六年五月『ゴム先浣腸』の製造を開始し、一日に付て大型千個小型千個の製造能力を有しこれを荻野、今井の兩特約店に卸賣し、兩特約店はこれを小賣店に配付した事實(第一審證人今井、荻野の各供述)を基礎とし、その原價と卸賣價格との差額に本件假處分執行中の日數を乗じたものを得べかりし利益と做しこれを喪失したことを主張してゐます。然しこの主張には三つの大なる間違ひを藏してゐます。

二 一應小賣店に行渡るまでの商品の出方は、未だそのものの賣れ行きを卜するには足りません。その商品が小賣店から需要者に買ひ取られ、小賣店が更にその商品を要求し、

需要者が先き買い取つたものを消費して更に小賣店にある商品を買ひ取るまでに進まなければ、真に賣れ行きがあるかどうかは判りませぬ。若し最初に小賣店に配付した商品が需要者によつて買ひ取られず、或は一度買ひ取られても試用の結果需要者が再びこれを要求しない場合には、その商品の賣れ行きは當然止らなければならぬからであります。要するに本件假處分執行の日までに『ゴム先浣腸』が賣れたと被控訴代理人が主張するのは、結局販賣用の箱に商品を詰め込んだのに過ぎないことになります。

三 毎年三、四、五、六月頃は『輕便浣腸』の卸賣りの最大賣れ行き期間であります。『輕便浣腸』は夏季に最も多く使用されるものですから、小賣店では夏季に一番澤山賣れます。それを準備するのは五、六月頃までであります。(第一審證人櫛谷、渡邊の各供述)それを被控訴代理人は五、六月の賣上高を以て一年を推してゐるのであります。

四 一つの事業を經營するには、相當の經營費を要するのは當然であります。製造販賣業が、製造原價と卸賣り値段の差額を全部純益として計算し得るものならば、こんなうま

いことはありません。どんな物品の製造事業でも、それ相當の經營費がかかります。殊に新製品を賣り出すには多額の宣傳費廣告料などを要するのは周知の常識です。被控訴代理人はこれ等の點を無視してゐます。若し粗惡な物を少し安く卸して小賣店に不當な利を與へ『イチツク浣腸』の宣傳、廣告に依つて『イチツク浣腸』を買ひに来た客に『これも同じものです……』と言つて『ゴム先浣腸』を賣らせようとしてゐたものだとすれば、不當な利益を貪る惡徳商人で、こんな不當な利益は法律は保護しません。

五 要するに被控訴人は、『ゴム先浣腸』の販賣し得べかりし數の妥當性と其の得べかりし正常利益の妥當性を證明してゐないことになりす。若しその證明を俟つて検討したならば、その利益はいふに足らないものとなるか、皆無に歸するでせう。

昭和十四年十一月二日

控訴代理人

辯護士 吉 田 三 市 郎

東京控訴院第一民事部 御中

辯護士 川口 庄藏

準備書面

昭和十一年(ワ)第三一三三號建物收去土地明渡請求事件

原告 橋本商事株式會社
被告 宮下 孝雄

外三人

一 昭和五年一月一日から本件賃貸借契約の借賃を値上するといふ特約が、無効であるといふことは答辯書に書いた通りであります。假にこれが有効であるとしても次項以下に書く理由に依つて原告の請求は棄却を免れないものであります。

二 若し前記の借賃値上の特約が有効であつたとすれば、昭和五年一月から一年宛順次延期されて(甲第八號證)昭和十一年一月に借賃が増額された譯であります。しかし、この當時借賃の値上げを相當とする事情即ち經濟的客觀情勢は存在しなかつたのであります。値上げを相當とする事情が発生してゐないのに豫め締結された特約に依つて値上げ

を來したのでありますから、値上げと同時に値下げを相當とする事情が発生したことになります。言ひ替へれば、豫て存在した特約に依つて借賃が増加したけれども借賃に影響すべき事情は從來の通りで變りがないのであつて、値下げ請求の理由が発生したことになります。

三 被告宮下孝雄は昭和十一年一月本件の借賃を従來通りにして呉れる様に、原告に申出で、同年三月にも同様の申出でをしました(證人内山安定の證言)。この被告宮下の申出でが正當で有效なことは前項に書いた事實に照して明かであります。故に一度原告の主張する様な借賃の値上が成立したとしても同時に又被被告宮下の請求に依つて値下げが成立したわけでありませぬ。

四 借賃の増減の問題がどう解決されるにしても争のある以上は判決の確定に俟たなければ明確にすることが出来ないものであります。かういふ不明確な増額賃料を請求して、それを拂はないからといつて賃貸借契約の解除をする様なことは許されないと認めてあ

ります。この點から言つても原告の請求は失當であります。

五 被告宮下は、貧乏で賃料が拂へないわけでもなく、怠慢で賃料を拂はないわけでもありません。借賃の値上げを争ふ結果、原告の主張する額の賃料を支拂はないわけでありませぬ。故に原告が権利の正當な満足を得る爲には借賃値上げ確認の訴を提起するか、一歩進んでも原告の主張する額の賃料支拂請求の訴を提起すればそれで充分であります。假に借賃の値上が成立してゐて、それが明確であつたと假定しても、土地明渡しの請求をしなければならぬ理由もないのに(證人内山安定の證言)、契約を解除して本訴の如き訴を提起するのは権利の濫用であります。此の點から言つても原告の請求は不當であります。

六 答辯書に昭和五年一月から借賃を値上げする『特約』と書いたことについて、原告代理人は昭和十三年四月十八日附準備書面で、包括的契約の一内容であつて特約ではないと縷述してゐますけれども、答辯書に特約といふ言葉を使つたのは、賃貸借契約に當然

包含すべき約旨ではないといふ意味で言つた丈けのことで深い意味はないばかりでなく、特約であつても契約であつても效力を左右する関係のものではありません。

七 原告の前記準備書面には、その末項に甲第七、八、九、十號證に依つて、其の都合合意契約成立したものであるから有効であるといふやうなことを書いてゐるけれども、この甲號證は皆一年後に借賃を値上げする旨特約（契約でも同じこと）したものであるから、原告主張の値上げが此の差入證に因るもの（原告代理人はさう主張してはゐないけれども）としても、答辯書およびこの準備書面に書いた抗辯と同様な抗辯をかはす譯には行きません。

昭和十六年四月二日

被告代理人

辯護士 吉田三市郎

東京民事地方裁判所第十三部 御中

事實審理準備書面

昭和十三年(ち)第二六號
(第二七號)

商法違反、公正證書原本不實記載行使各教唆、私文書偽造行使、詐欺被告事件

被告人 木村正吉

① 検事は、不純な告訴によつて本件を捜査するに當り、事實の全貌を把握することを忘れ、徒らに部分に没頭して事の真相を誤り、豫審判事は、審理に當つて殆どその職責を盡さず、單に検事の捜査の跡を辿つて調書を作成したに過ぎないことは、記録自體が雄辯に物語るところであります。殊に、訊問調書の記載が、被告人等の供述自體を録取したものでなく、豫審判事が述作して、これを供述者に強要したものであることは、調書の記載自體によつて明らかであります。

辯護人の調査に依れば、本件の事實關係は、次に記述する通りでありますので、起訴狀及び豫審終結決定書に、對立する資料の必要を痛感します。

依つて眞實發見の一資料として、本準備書面を提出し、公判中心主義による、公正、綿密な事實審理を、切望するものであります。

① 告訴人梨本作市は、魚河岸時代の昔から、幹部に對する反抗者として定評ある男で、所謂板舟權問題に付いて告訴をしたのも、この男であります。本件に關しても、魚市場研究会(複數制を主張した團體)の發頭人でありながら、事態が餘り本格的に進捗して、却つて我意を充し得なくなつた事を看取するや、既に昭和十年三月(魚問屋會社創立準備中)伊勢丑松に對して三千五百圓を要求して一千圓を獲、尙殘金を要求する爲めに反對行動を續け、同年八月本件類似の告訴をなし(同人第一回檢事聽取書)、次いで本件告訴を提起したものであります。

② 記録を通讀するものはみな、次の特徴に心づくでせう。(1) 全體の結構が如何にも整然とし過ぎてゐること。

(2) 有罪判決の理由書に慣用される様な言葉で、被告人の答が記述されてゐること。(3) 何萬何千何百何十何圓何十何錢といふ様な端數のある金額や年月日などを、間に從つて幾つでもスラ／＼答へてゐること。(4) 檢事の聽取書にある以外の事實及事情などは殆んど録取されてゐないこと。

第一節 業務規程(東京市條例)の告示まで

一 大正十二年、中央卸賣市場法制定せられ、日本橋の魚河岸移轉、非移轉の問題は、同年九月一日の大震災によつて事實上の解決を見、芝浦に移轉し、その後、東京市が卸賣

市場開設の準備として築地五丁目に設けた市場に移轉し、卸賣市場法に依る市場の開設近づくに及んで、魚河岸時代の非移轉派(有産者、幹部派)は、卸賣市場内に於て唯一の魚卸賣會社を組織營業することを策し、他の魚問屋等は多數の魚卸賣會社を存置せしむるのが、相當であると做し、これに反對し、所謂單數派と複數派とを生ずるに至りました。單なる交際團體として古くから存在した公正會は、複數意見を持し、昭和七年に至つてその他の者が魚市場研究会なるものを結成して、複數論を主張したのであります。

二 熱情的で正義を愛する軍人出の被告人が、東京市會議員に當選したのは昭和八年二月でありました。東京市は曩に卸賣市場調査委員會なるものを設け、此の委員會は前年中に卸賣市場の業務規程案を作成し、魚卸賣人は一人に限る旨を規定し、この案は東京市會に上程される形勢にあつたので、これを目標として、所謂複數運動が漸く熾ならんとしてゐる時でありました。

三 被告人は、市會議員として卸賣市場殊に魚卸賣人の問題を研究し、市民の福祉、營業者の利益に稽へ、複數制を正當とする意見を有するに至つたのであります。

四 昭和八年五月、被告人は市會議員として、複數派運動者の訪問を受け、意見を質され、複數論を持する旨を答へ、引續き數回訪問を受けて意見を交換した後、辯護士として、魚市場研究會及び公正會の顧問たることを懇請され、遂にこれを引受けたのであります。

五 魚市場研究會の會長は室田某でありましたが、殆ど實務に携はらず、副會長荒井信次及び會計中村鶴吉が、會務を執つておりました。公正會では原田力が會計をやつておりました。兩會とも運動には全員參加しておりました。

研究會と公正會とは昭和九年三、四月頃合同して複數期成同盟となり、會長に伊勢丑松、幹事に四家健雄、原田力松、原田力、石黒爲次郎、中村鶴吉、法律顧問に被告人が夫々就任しました。

茲に、複數派の大同團結が出来た筈であります。元々研究會なるものが雜多な連中を寄せ集めて俄に結成したものであつた爲に、表面一致せる如きも、陰に數個の派別對立して、各野心を有し、離合常なく、反目嫉視して融合せず、魚問屋會社設立後に至り益々その度を加へ、暗闘、内訌、紛擾に終始し、これが爲複數制の確立に至らなかつたのは是非もない次第であります。

今主な派別の概略を挙げれば次の通りであります。

(1) 伊勢派 伊勢丑松を表に立て、四家健雄を謀主とする中村鶴吉、野上清吉等の一派
—— 三木武吉、長野高一等に連絡ありて、單數派に接近する傾向を有し、自派の爲めに最も有利に合併せんと策するもの——

(2) 中派 大阪から上京してゐた中太郎兵衛と稱する者(實は大阪の大魚商中太郎兵衛の親族、中某との噂)を盟主とする宇山周二、中村正次等の一派——中太郎兵衛を新會社の社長とし、宇山、中村等が重役たることを欲するもの——

(3) 梨本派—梨本作市を主謀者とする西野重藏、樋口寅太郎等の一派—機に臨み事を構へて、利を獲んとするもの—

(4) 公正會派—原田力松及び原田力の兄弟、中野武助及び清水芳松等舊公正會に屬した一派—純粹に複數制の確立を熱望してゐるもの—

六 昭和八年五月被告人が複數派の顧問を引受けると、その後間もなく、運動の中心は被告人に移り、運動に狂奔する會員等は日夜被告人を擁して離れず、被告人はこの運動に全く没頭するの他ない状態でありました。被告人は、大阪、神戸等の魚市場を視察したり、パンフレット、檄文、通信文等を執筆印刷して、郵便その他に依つて配布したり、市會議員石原永明等に依頼して、市會議員及び關係當局者などを訪問運動させたり、自身も市會議員を訪問したり、東京及全國主要都市の數十に及ぶ買出人團體及び全國漁業家、出荷團體に運動して日もこれ足らず、一般法律事務の如きは全く抛擲せざるを得ない有様でありました。この間に、東京市の中央卸賣市場業務規程は昭和八年十月頃東京

市會に提案され、翌昭和九年二月被告人等の運動效を奏して魚市場に於ける魚卸賣人は三人以内とすることに、原案を修正可決し、東京市は直ちに、商工省に對する認可申請の手續を執つたのでありました。

七 ところが、大阪、神戸その他主要都市の中央卸賣市場に於ける卸賣人は一人に限る旨規定され、實施されてゐたのであります。單一制の不合理な事は深く論ずるまでもなく明かなことでありませうけれども、有力當業者の運動によつて、商工省は既に單一制に方針を決定してゐたのでありました。故に複數制の認可を得ることは至難とされてゐたのであります。

かういふ情勢にありましたから、複數運動は益々猛烈を加へなければならぬのであります。依つて被告人等は、殆んど寢食を忘れて全國的に運動を強化し、演説、會合、訪問相次ぎ、パンフレットその他の文書の配布間斷なく、運動に狂奔し、勢の赴くところ被告人は遂に複數運動の盟主と成り了はり、反目、離叛し勝ちな複數同盟を率ゐて、

複數運動に一切を傾倒したのであります。

この間に被告人が執筆、印刷して郵便其の方法で配布したパンフレットその他の文書は三十回を超え、パンフレットは大きいものは五、六十頁に及び、小さいものでも二十頁を下らず、部数は少ないものでも五、六千、大抵のものは二、三萬、人夫を使つて一般に配布させた宣傳文などは、何れも十萬を超えたものでした。さうしてこれらの印刷費、郵税その他配布費用、各地に旅行した旅費、會合費、市内を馳驅した自動車賃などは合計六千圓を超えたのであります。依つて被告人は、伊勢、中村、原田力松等に、折々實費の支拂方を請求しましたけれども、『そのうちに何とかします』といふだけで、更に支拂ひませんでしたけれども、被告人はこんなことに介意してゐる餘裕もなく、倉皇として、恰も選舉運動の様な日を送つて居る間に一年半を経過し、昭和九年十一月、複數制の業務規程は商工省の認可を得、次いで内務、大藏兩省の認可もあり、同年十二月東京市は之を告示し、こゝに魚卸賣人の複數制を含む中央卸賣市場業務規程(條

例)は成立したのであります。

第二節 會社の設立と拂込資金借入の依頼

八 複數制の業務規程を獲得した複數同盟の面々は、大いに勢を得、昭和九年十二月末頃、銀座松本樓に會合し、全員二百餘人が創立委員即ち發起人となつて資本金約五百萬圓の東京魚問屋株式會社を設立することを決議し、創立委員長に伊勢丑松、副委員長に原田力松、石黒爲次郎を選任したのであります。

九 かういふ成行で會社が設立される以上、辯護士である被告人がその設立手續を擔當するのは、當然の歸結といはなければなりません。昭和九年一月被告人は伊豆伊東古屋旅館に滞在中、石黒爲次郎、原田力、君野三之助、中村鶴吉その他複數同盟の者五、六人の訪問を受け、早速會社設立の研究に着手して頂き度いと魚問屋株式會社の設立手續を依頼されました。

十 その後昭和十年二月創立委員等は、築地五丁目の中央市場内にその頃設けた創立事務